

8. 実施するために何が必要か（家庭・地域との連携・協働、チーム学校等）

未来を担う子供たちのために「次世代の学校」の創生へ

～平成27年12月21日 中教審3答申～

答申①←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化
- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実
- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題への対応

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
（学校現場や教職を早期に体験）
- ・教職課程の質向上

教員育成指標

育成指標策定指針

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長

校長の
リーダーシップの下
学校を運営

教員

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動

事務職員

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

社会に開かれた教育課程

よりよい社会をめざす目標達成
教育課程を貫いて地域社会をつながる学校

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言 等

子供へのカウンセリング等に
に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

教員を
バックアップする
多様なスタッフ

...
スクール
カウンセラー
スクール
ソーシャル
ワーカー
...



保護者

地域連携の
中核を担う
教職員

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申③←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革 (⇒地域参画促進)

コミュニティ・スクール



学校運営
協議会

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業等

連携・協働

地域の人々が
気軽に参加して
学校の活動を支援

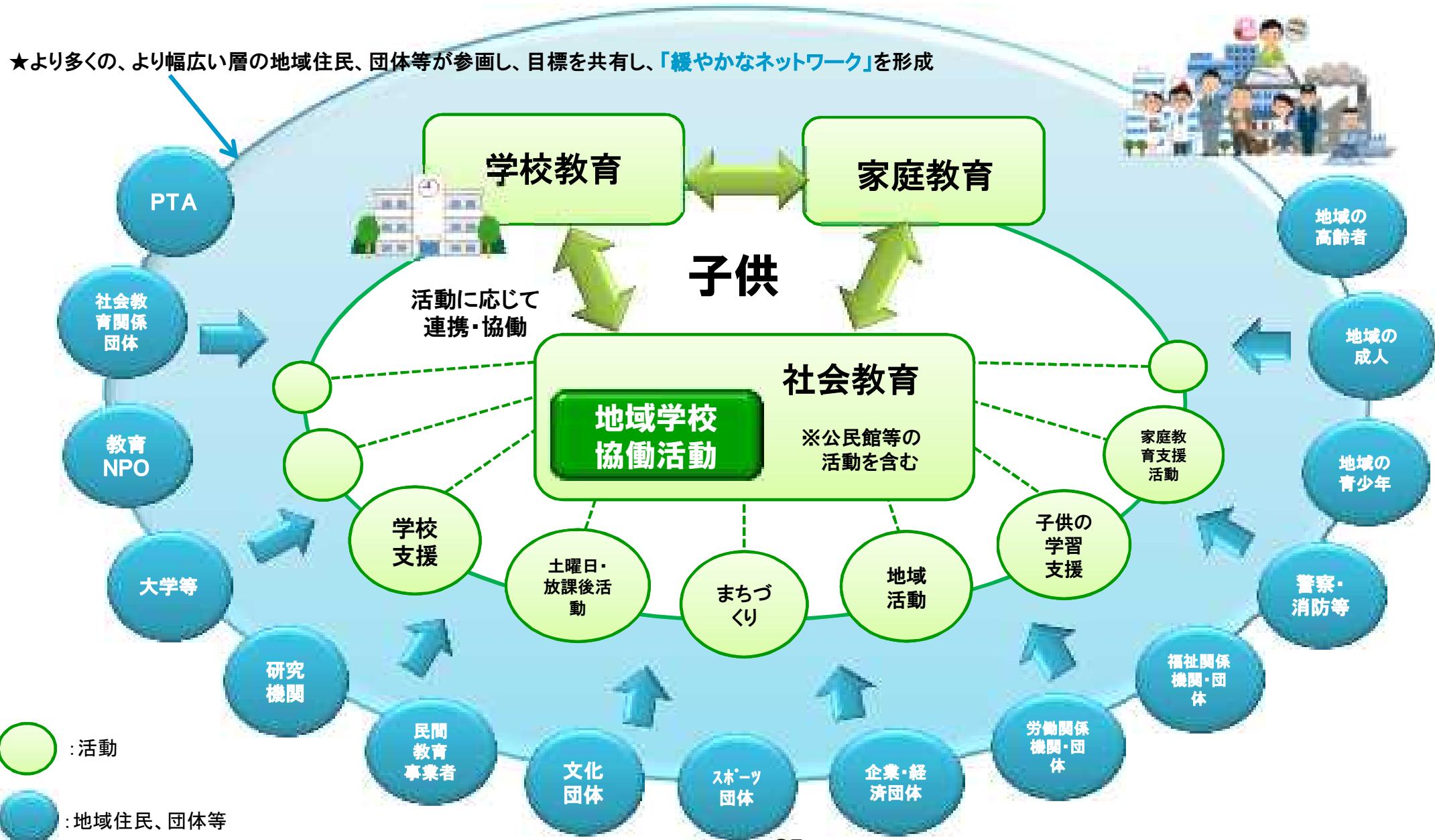
要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との関係

Point 1

「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。

学校教育が主体となった学校教育活動

地域が主体となって行う教育的活動

相互に
連携・協働

教育課程内の
学校教育活動

教育課程外の
学校教育活動

部活動

総合型地域スポーツクラブ

文化芸術体験

インターンシップ・就業体験

保育・介護体験

ボランティア活動

社会教育団体での活動

個に応じた学習

Point 2

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。

Point 3

教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

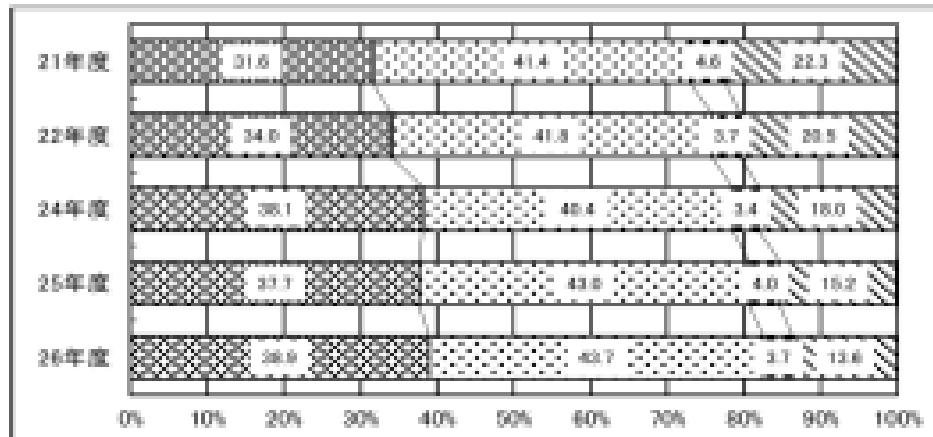
学校と家庭、地域の連携について

- 学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれると回答している学校の割合は増加傾向。
- 小・中学校とも約9割の学校が、保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があったと回答。

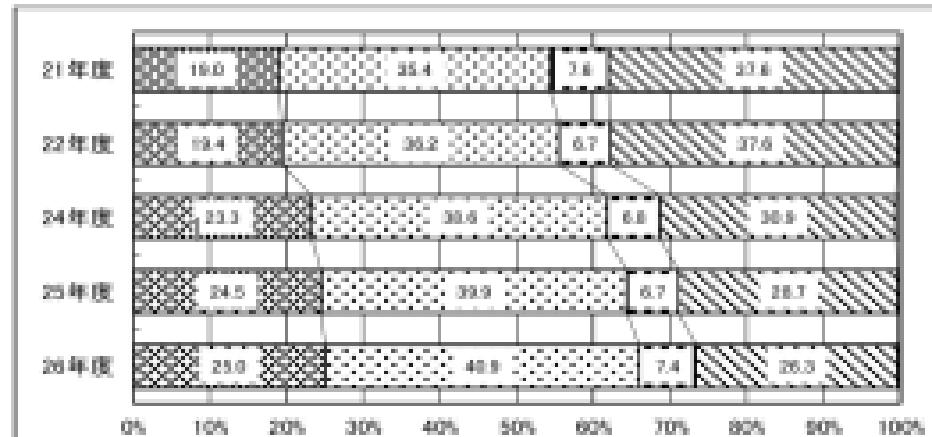
学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか

[■]よく参加してくれる [■] 参加してくれる [■]あまり参加してくれない [■] 学校支援ボランティアの仕組みがない [■] その他、無回答

【小学校】



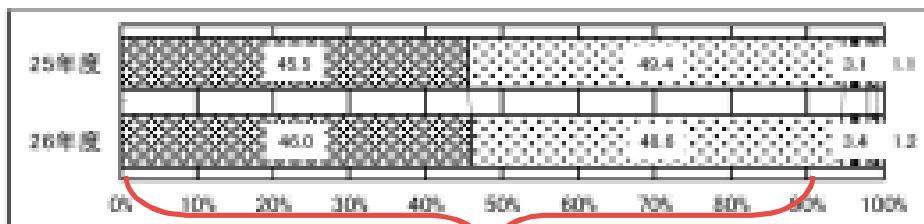
【中学校】



保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

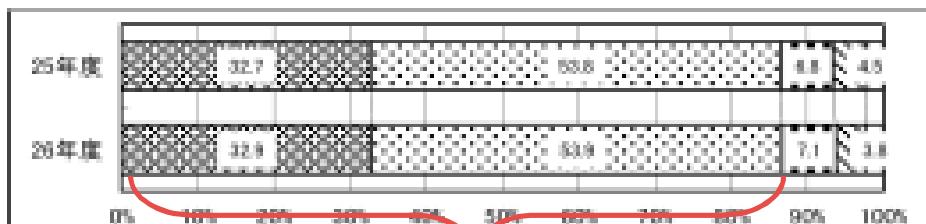
[■] そう思う [■] どちらかといえば、そう思う [■] どちらかといえば、そう思わない [■] そう思わない [■] その他、無回答

【小学校】



そう思う+どちらかといえばそう思う 94.6%

【中学校】



そう思う+どちらかといえばそう思う 86.8%

平成26年全国学力・学習状況調査(学校質問紙)結果より

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(1／2)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

【研修】

- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援方策が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

【全般的事項】

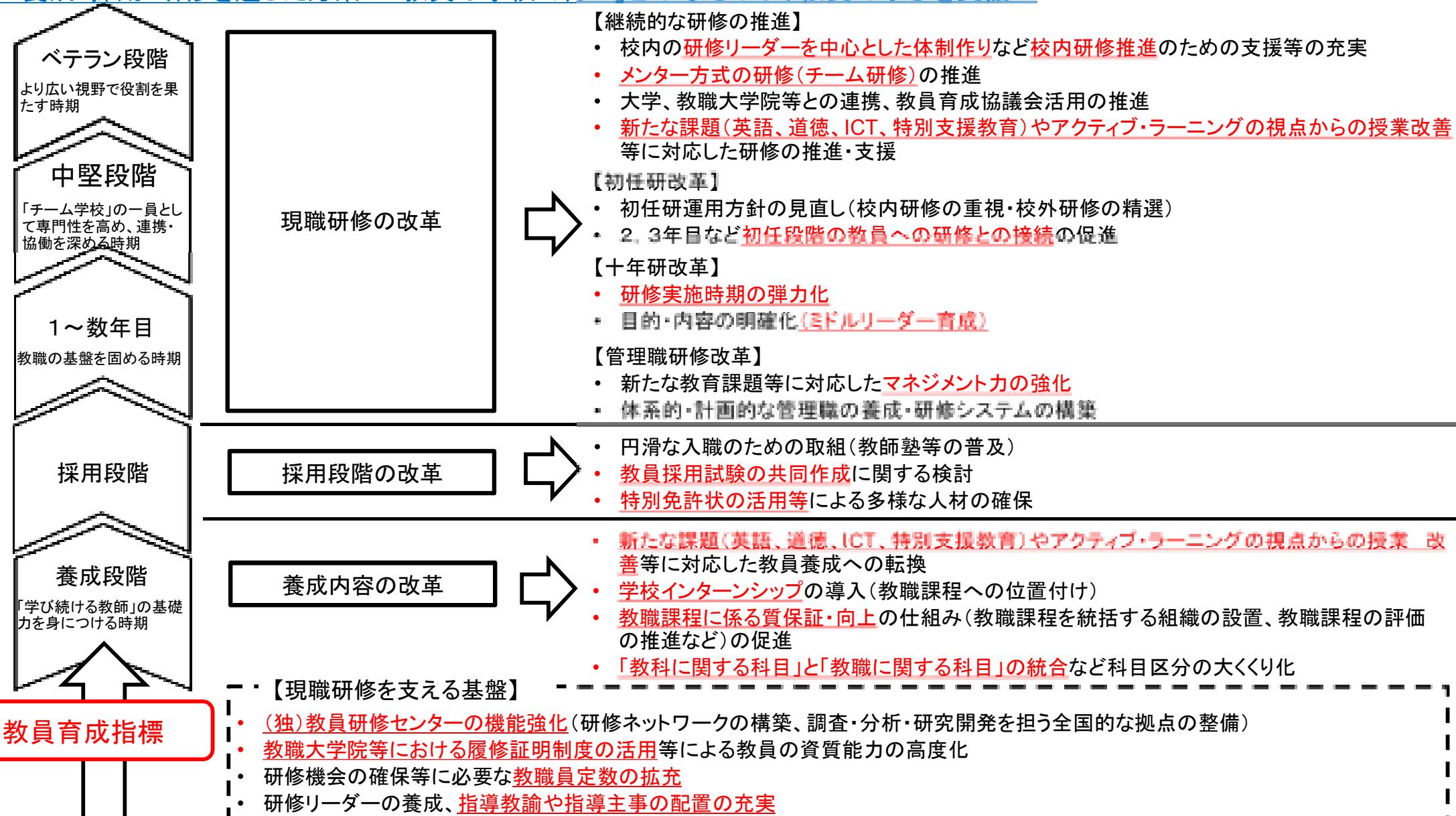
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】

- 義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考え方の下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備

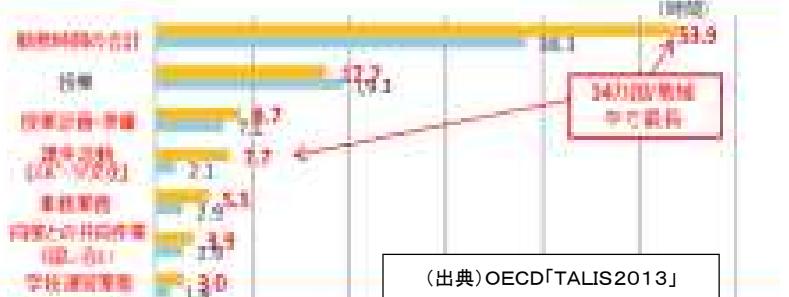
チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現することが必要。
- そのためには、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の不斷の見直しによる授業改善や「カリキュラム・マネジメント」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。
- 貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉等の専門性が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の専門スタッフの配置が少ない。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

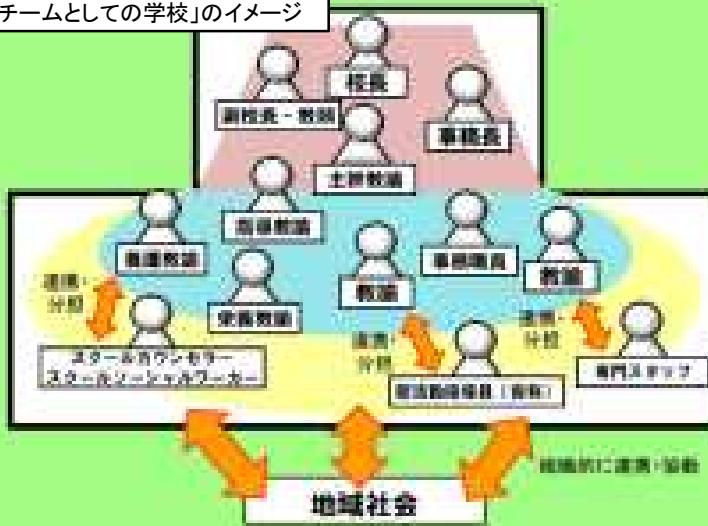
学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようすることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの待遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (H27.12 中央教育審議会答申)のポイント

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一緒にとなって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ **現行の学校運営協議会の機能**（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）**は引き続き備えること**とした上で、**教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組み**を検討。
- ◆ 学校運営協議会において、**学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組み**とする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、**学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み**とする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、**複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み**とする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、**コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される。
- ◆ このため、**全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき**であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付け**を検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくることが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民の参画）、③持続的な活動の3要素が必須。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す



- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

学校現場における業務の適正化に向けて

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（概要）①

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。
- これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる**「次世代の学校」を実現**するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。
- 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進
業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進



2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆ **毎年度の調査***を活用し、各中学校の**休養日の設定状況**を把握し改善を徹底
- ◆ **総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆ **運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆ **中体連等の大会規定の見直し**
- ◆ **部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

* 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

学校現場における業務の適正化に向けて

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告（概要）②



3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆**勤務時間管理の適正化**（G P発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆**教員の意識改革**（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆メンタルヘルス対策の推進



明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のP D C Aサイクルの確立を促進



4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆**省内に「学校環境改善対策室」(仮称)を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

次期学習指導要領改訂に向けて



最近よく「アクティブ・ラーニング」っていう言葉が出てるけど…。グループでの話し合いはいつもやっています！何か新しい手法なの？

「カリキュラム・マネジメント」…。マネジメントするのは管理職でしょ。



その疑問に
お答えします！

- 教育課程特別部会における論点整理について(報告)

論点整理

検索

- 次期学習指導要領改訂へ向けた解説動画
【文部科学省動画チャンネル】

学習指導要領改訂 解説動画

検索

社会に開かれた
教育課程

実現すべき
教員一體の
実践化

アクティブ・
ラーニング
の視点から
の学習・推進
方法の
改善



私たちが社会で活躍する2030年頃の
社会ってどうなっているんだろう？

- 人工知能の進化やグローバル化など、社会の変化が加速度的となり、未来を予測することが困難な時代です。
- 社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら自らの人生を切り拓き、新たな価値を生み出しながら持続可能な社会を創造していくことが重要になります。

学校教育の役割
とは？

「論点整理」では、新しい学習指導要領が目指すべき姿を示しています。「社会に開かれた教育課程」の理念の実現へ向けて、「カリキュラム・マネジメント」の充実など、今からでも実施できることについてはぜひ取り組んでいきましょう。

9. 小・中・高等学校それぞれにおける 諸課題への対応（小学校）

小学校段階で育成すべき資質・能力 <論点整理(抄)>

- 小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」を培うこと及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を養うことを目的とする義務教育のうち、基礎的なものを施すことが目的である。幼児教育までの学びを生かしながら、小学校段階において育むべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、中学校以後の学びに円滑に接続させることが求められる。
- その上で、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、2. (2)②に示した「特にこれからの中時代に求められる資質・能力」を踏まえ、関連する各教科等の改善を図るとともに、教科等における具体的な指導内容によって育まれる資質・能力の関係性を可視化していくことが必要である。

教科等の担任制の実施状況（公立小）

教科等の担任制の実施状況(公立小学校)

※教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

学年\教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	3. 3%		5. 1%		1. 3%	12. 4%	4. 8%		6. 0%	
第2学年	5. 9%		7. 1%		1. 8%	20. 8%	9. 5%		7. 0%	
第3学年	10. 3%	5. 7%	15. 5%	20. 8%		42. 5%	17. 2%		7. 9%	
第4学年	11. 1%	6. 9%	17. 6%	31. 3%		51. 1%	21. 3%		8. 7%	
第5学年	11. 6%	14. 1%	20. 8%	45. 3%		57. 4%	22. 0%	34. 7%	11. 1%	12. 9%
第6学年	11. 6%	15. 2%	20. 4%	48. 9%		60. 2%	22. 9%	36. 5%	12. 2%	13. 6%

小学校の授業時数の考え方

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」
(平成20年1月中央教育審議会)(抜粋)

6. 教育課程の基本的な枠組み

(1) 小・中学校の教育課程の枠組み

② 小学校の授業時数(年間の総授業時数)

- (前略)小学校第4学年から第6学年にかけては現在の週27コマから1コマ増加し、週28コマを年間35週以上にわたって行うこととなる。これについては、学校では、一週間の中で、

- 各教科等の授業以外にも、**特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている**、
- 9. にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、**校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である**、

ことなどから、**学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度**と考えられる。

小学校の年間総授業時数について(イメージ)

◆年間の授業週数

年間週数(52週)

学習指導要領で示す
週数の下限(35週)
※1年生は34週

学校行事
等に必要
な週数
(5週
程度)
長期休業、
ゴールデン
ウィーク等
(12週)

平均的な週数(40週)

※22年度実績(小学校5年生)。

「平成25年度公立小・中学校における
教育課程の編成・実施状況調査の結果」による

- 始業式、終業式等の儀式的行事
- 学芸会、鑑賞会等の文化的行事
- 運動会等の健康安全・体育的行事
- 遠足・集団宿泊的行事
- 地域社会の清掃活動、福祉施設との交流活動等の勤労生産・奉仕的行事
- 感染症や気象警報等による臨時休業日の振替 等

◆週あたりの授業コマ数 (4年生~6年生)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6				クラブ活動 児童会活動	※

※ 個別の児童に対する補充指導や生徒指導、
学習や生活上の指導についての職員の情報
連絡といった取組に充てられる時間

小・中学校の教科等の構成と標準授業時数

小学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は45分、授業は年間35週[1年生は34週]

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳※	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	9	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
2年生	9	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	26
3年生	7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	27
4年生	7	2.6	5	3	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	28
5年生	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
6年生	5	3	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28

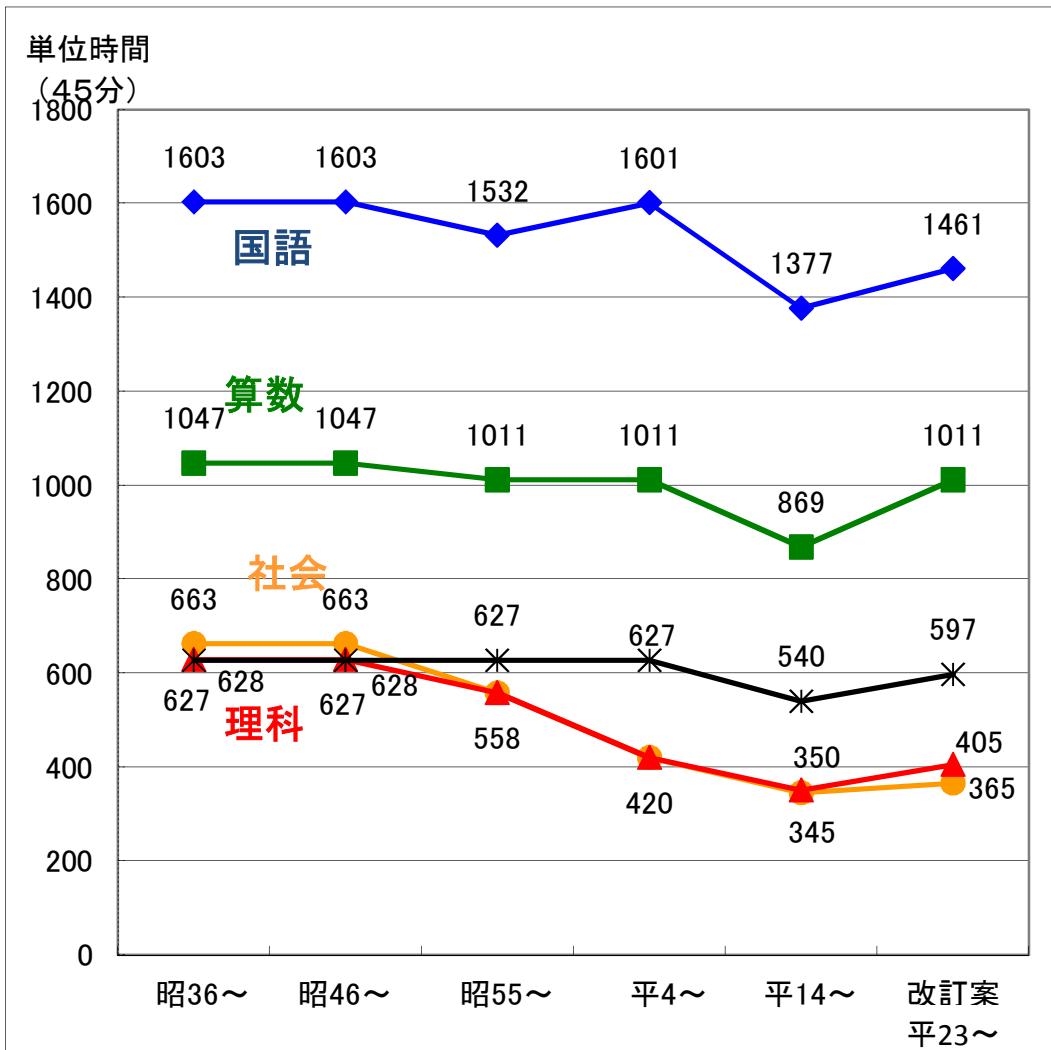
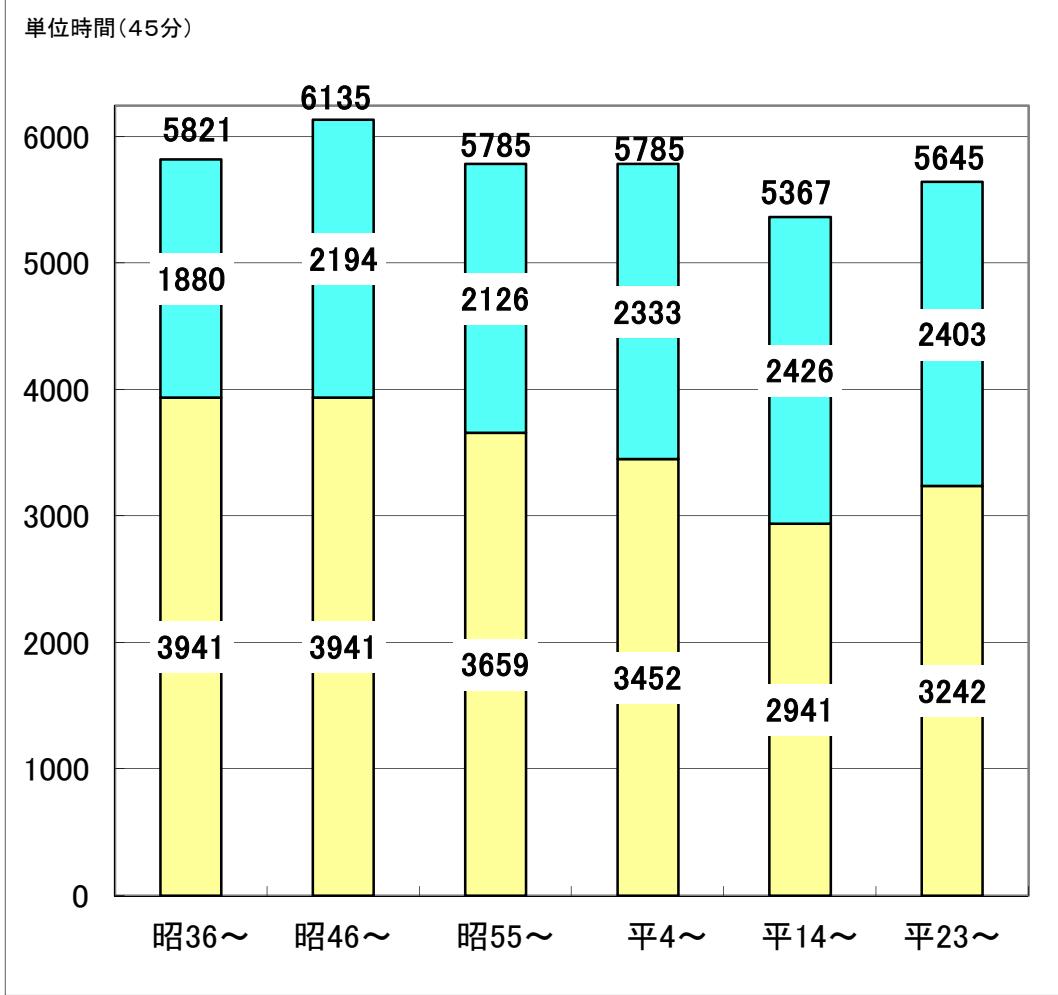
中学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は50分、授業は年間35週

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳※	総合的な学習の時間	特別活動	合計
1年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	29
2年生	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
3年生	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29

※道徳については、小学校で平成30年度、中学校で平成31年度から「特別の教科」として位置づけられる。時数の変更はない。

小学校授業時数の推移



 : 国語、社会、算数、理科の授業時数の合計

 : 上記以外の教科等の授業時数の合計

※昭和46年度実施のグラフについては、当時、特別活動の授業時数は規定されていなかったものの、学習指導要領において特別活動の一部に充てることが望ましいとされていた時数を加えたものを総授業時数としている。

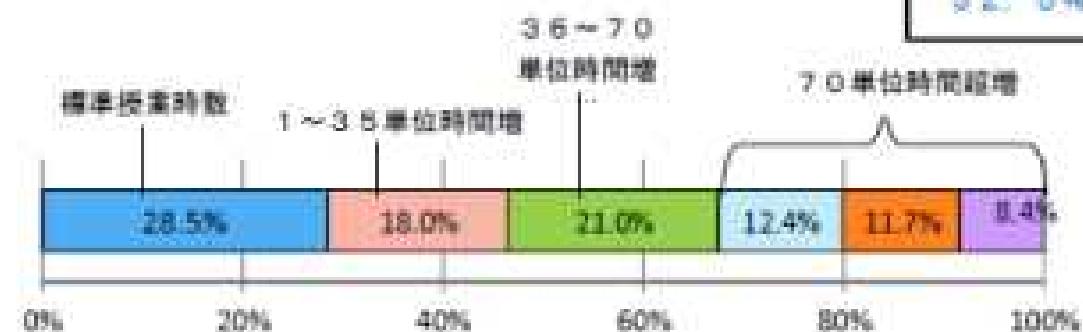
各学校における教育課程の編成状況（公立小・中学校）

年間総授業時数(単位時間)の設定状況

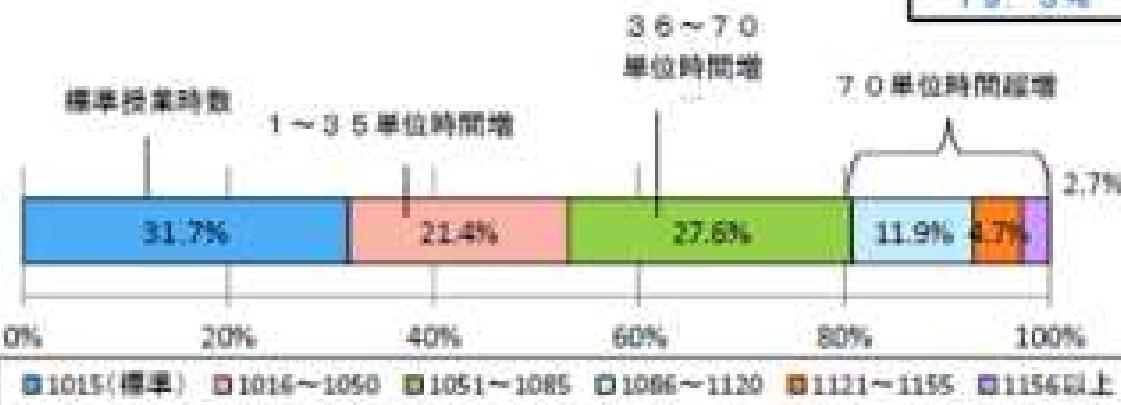
(1単位時間は小学校で45分、中学校で50分)

(例)

<小学校第5学年>



<中学校第1学年>



平成25年度 教育課程編成・実施状況調査より

小学校の授業の1単位時間

○学校教育法施行規則第51条別表第1 備考

1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

○総則(第1章第3の3)

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

【参考】中学校学習指導要領 総則

第3 授業時数等の取扱い

3. …なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

(注) 原則として学級担任がすべての教科等の指導を行う小学校においては、同様の規定は設けていないが、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断に基づき、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。

小学校の授業の1単位時間

○小学校学習指導要領解説総則編（4 授業の1単位時間（第1章第3の3））

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。

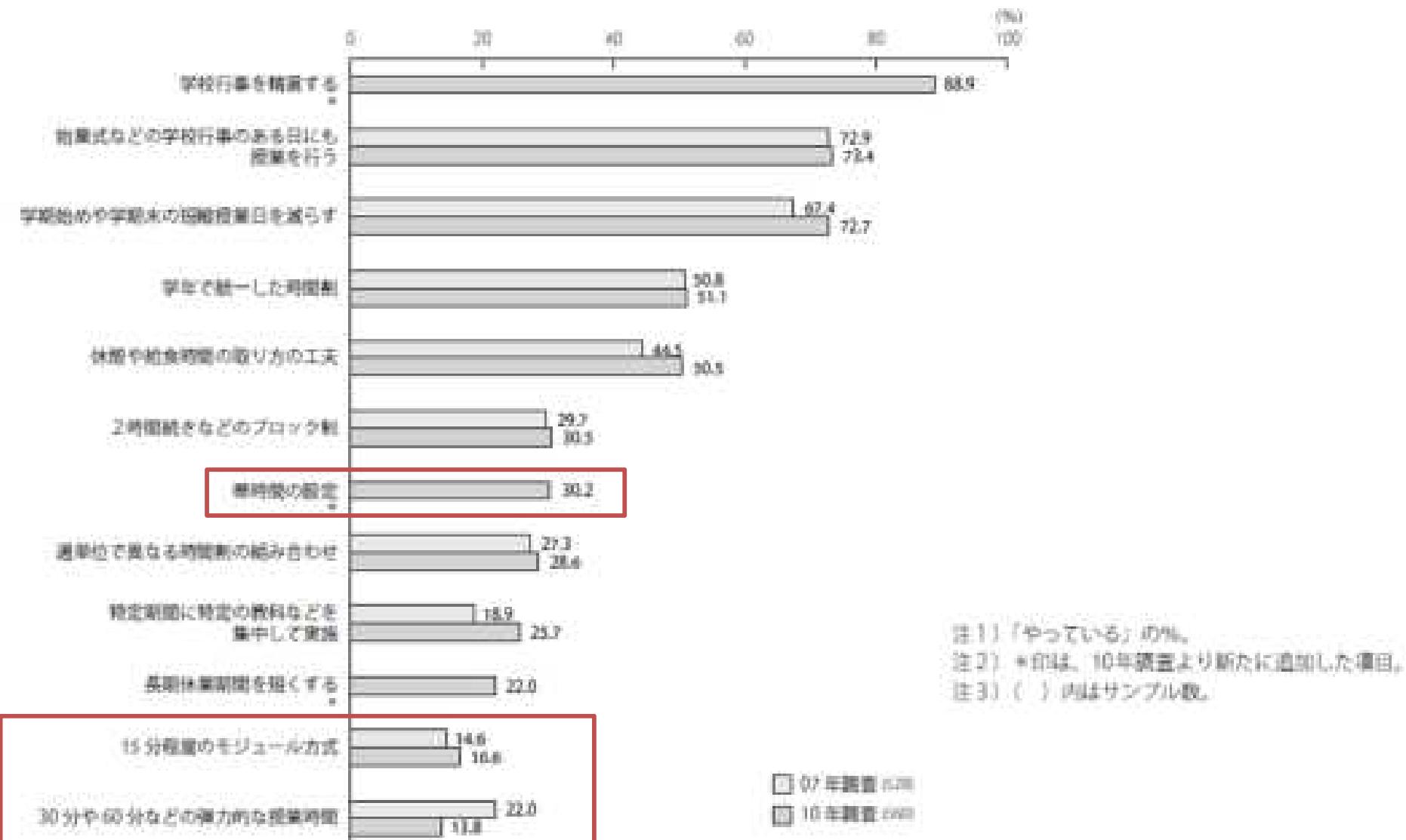
各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとした。これは、例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなど、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。特に、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、10分間程度の短い時間を活用して児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとめりや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的な配慮に基づき定められなければならない。

週時程の工夫や短時間学習等について

時間割設定の工夫として、「帯時間」を探っている小学校は30. 2%、「15分程度のモジュール方式」を探っている小学校は16. 6%、「30分や60分などの弾力的な授業時間」を探っている小学校は13. 8%あるというデータがある。

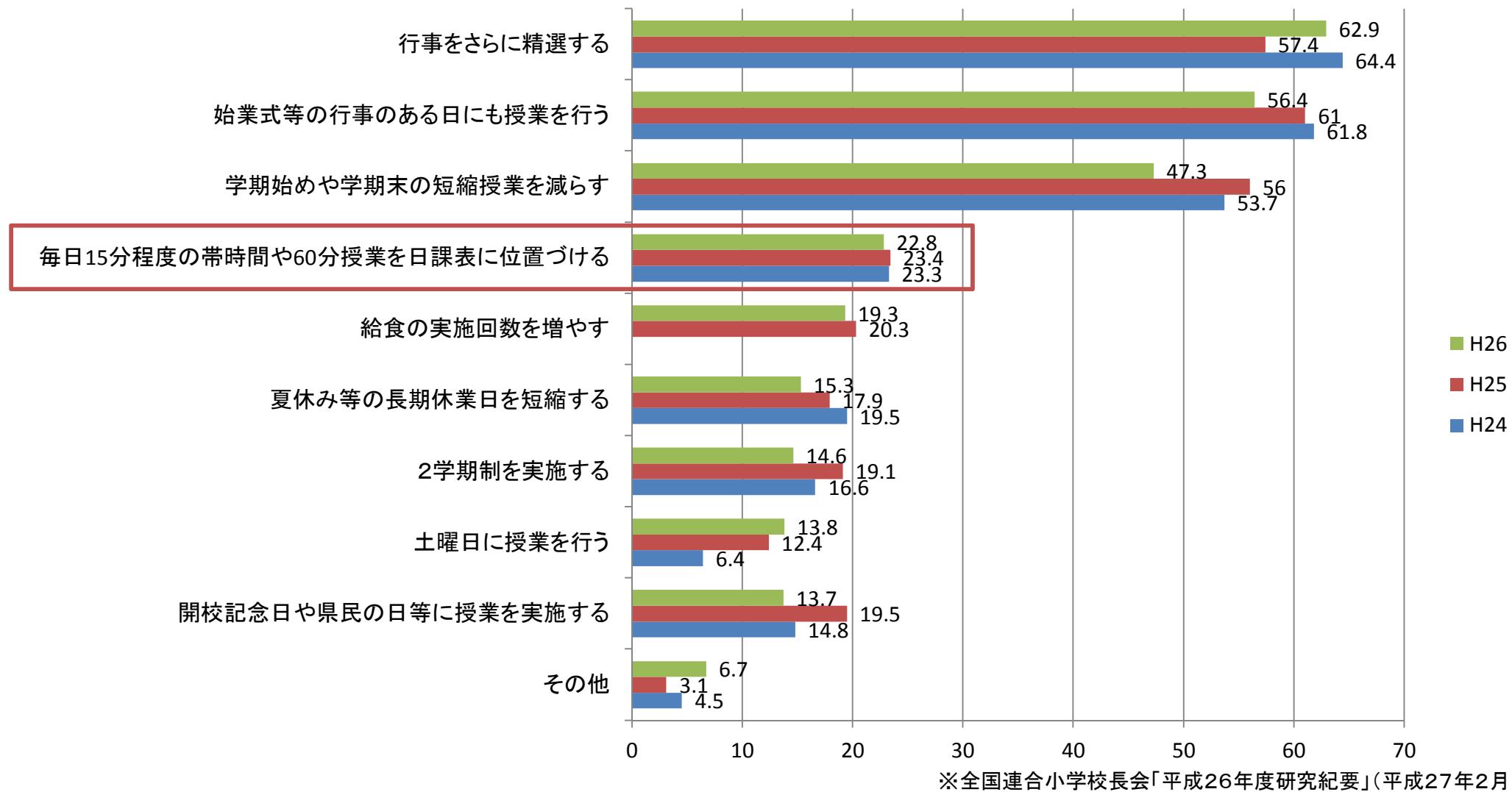
時間割設定の工夫(経年比較)



週時程の工夫や短時間学習等について

授業時数の確保のため、「毎日15分程度の帯時間や60分授業を日課表に位置づける」ことを行っている小学校は、22.8%あるというデータがある。

あなたの学校で、確かな学力を確立するための必要な授業時数の確保に関して、前年度の課題を踏まえて実施していることはどのようなことですか。(複数選択)



※全国連合小学校長会「平成26年度研究紀要」(平成27年2月)

週時程の工夫や短時間学習等について

○ A小学校における例(午前の始業前に設定している例)

各学級において朝読書。月曜及び水曜は「はりきりタイム」と合わせて児童朝会や各種集会活動等の全校での活動。

	時 程	月	火	水	木	金
児童登校 朝の準備	8:15～ 8:25					
朝の時間	8:25～ 8:35	児童朝会 マーチング	朝読書	体育朝会 音楽朝会 兄弟学年 下校班	朝読書	朝読書
はりきり タイム	8:35～ 8:45		はりきり		はりきり	はりきり
話し合い	8:45～ 8:50					
1時間目	8:50～ 9:35					

各学級における担任からの指導、係等からの連絡など

各学級において漢字や計算の練習等基礎的・基本的知識・技能の定着

週時程の工夫や短時間学習等について

- B小学校における例(午後の授業前に設定している例)

昼休み・清掃終了後に、English Timeを実施。

	時程	月	火	水	木	金
4時間目	11：35～ 12：20					
昼休み・清掃						
English Time	13：45～ 13：50					
5時間目	13：50～ 14：35					

語彙や表現等の繰り返し学習を、年間を通して計画立てて行う。

短時間学習による学力の向上(小学校の事例)

全国学力・学習状況調査において、前年度はA問題、B問題ともに平均正答率が全国を下回っていたが、下記のような短時間学習の取り組みを行うことにより、平成20年度調査において、A問題、B問題ともに全国との差が縮まり、特に算数のA問題においては全国を上回る結果を残すことができた事例がある。

全国学力・学習状況調査の結果に寄与したと考えられる取組

国立教育政策研究所 全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における取組事例集（平成21年）より作成

○15分×3のモジュール学習「集中タイム」の導入

- ・ 毎週3回1時間目を「集中タイム」とし、45分間の授業を15分間ずつ3つのモジュールに分割して基礎的な学習の内容を取り扱い授業とする。(授業時数の計算に当たっては、3回で1単位時間と計算)
- ・ 1モジュール(15分)は、更に短い5分～10分程度のプログラム(活動)の組合わせによって構成する。
- ・ 発声練習・音読・フラッシュカードを使った学習等、大きな声を出したり、素早く反応したりすることにより脳の活性化をねらう。
- ・ 読む・書く等の反復練習により、学習の定着を目指す。
- ・ リズム良く、集中して実施するため、あらかじめ板書の内容は紙でつくれておくとともに、教具等の配付にも手間がかかるないように準備しておく。
- ・ 教員の指示はできるだけ少なく短くするように努める。
- ・ 学習に変化をもたせ、児童の集中力を維持するため、3モジュール同じような内容を連続させず、モジュール1は国語、モジュール2は算数、モジュール3は学年できめた様々な教科の内容を取扱うこととしている。

○朝のチャレンジタイム ～みんなで統一した取組を～

- ・ 火曜日の朝タイム(15分間)を使い、基礎的な計算問題(実施5分、答え合わせ5分、カード記入等5分)取り組む。
- ・ 問題は当面「10の合成」「くり上がり・くり下がりのある足し算、引き算」「100マス九九」とし、問題プリントは、表計算ソフトを使い自動生成する。
- ・ 児童には「個人カード」を持たせ、得点とタイム、コメントを記入させる。
- ・ 5回ごとに総括し、その効果や問題点・改善点について話し合いながら進める。

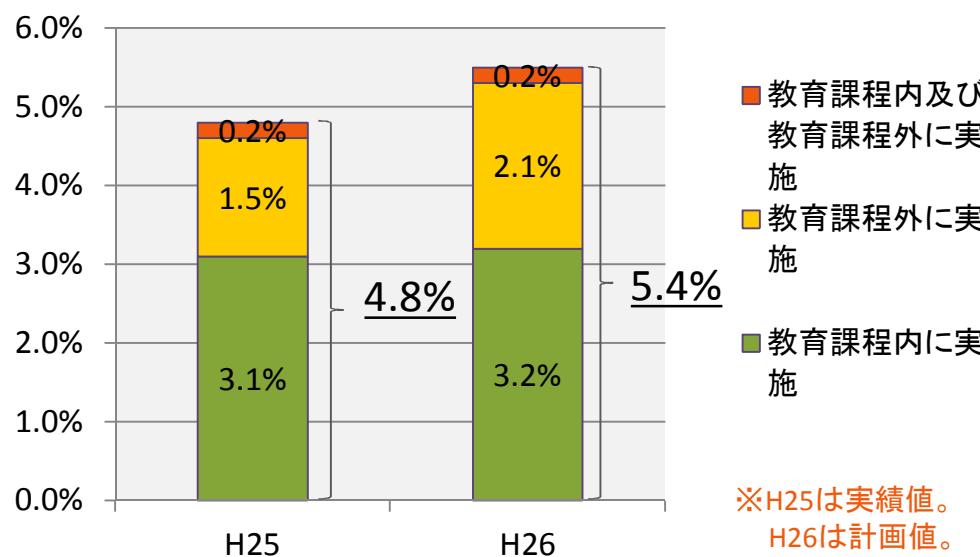
外国語活動等におけるモジュール学習の活用状況

- 平成25年度は4.8%の学校が実施しており、平成26年度は5.4%の学校が実施予定である。
- その実施については、平成25年度は3.1%の学校が「教育課程内」に実施しており、1.5%の学校が「教育課程外」に実施している。平成26年度は3.2%の学校が「教育課程内」に実施予定であり、2.1%の学校が「教育課程外」に実施予定である。

モジュール学習における指導者および教材の状況

- モジュール学習（教育課程内に実施）における指導者は、平成25年度は「学級担任」が59.6%と最も多く、次いで「学級担任及びALT等」が22.5%である。
- モジュール学習（教育課程内に実施）における使用教材は、平成25年度は「自作テキスト・絵カード・ビデオ」が72.9%と最も多く、次いで「自作デジタル教材・ビデオ」が44.8%である。

外国語活動等におけるモジュール学習の実施状況



モジュール学習の年間指導計画作成・回数等の状況

- モジュール学習（教育課程内に実施）の年間指導計画は、平成25年度は83.3%の学校が作成している。
- モジュール学習（教育課程内に実施）の回数等の状況は、平成25年度は「15分以上20分未満」かつ「週3回」が25.3%と最も多く、次いで「20分以上」かつ「週1回」が14.2%となっている。

	5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 15分未満	15分以上 20分未満	20分以上					
1回	7	1.1%	31	4.7%	45	6.8%	90	13.6%	94	<u>14.2%</u>
2回	1	0.2%	3	0.5%	19	2.9%	14	2.1%	26	3.9%
3回	0	0.0%	1	0.2%	18	2.7%	168	<u>25.3%</u>	0	0.0%
4回以上	2	0.3%	60	9.0%	37	5.6%	28	4.2%	19	2.9%

※時間は1回当たりの時間とする。年間を通じて時間が均一でない場合は、平均的な時間とする。

教員の1日の業務の内訳 教員の勤務実態調査より

④教諭

勤務日

時間：分

		労働時間(持続力を含む) ①+②+③			労働時間(持続力を含まない) ①+②			休憩時間②			持続時間③		
		小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体	小学校	中学校	全体
A	a 朝の業務	0:33	0:37	0:35	0:33	0:36	0:35	0:05	0:05	0:05	0:00	0:00	0:00
A	b 授業	4:05	3:21	3:41	4:05	3:21	3:41	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
B	c 授業準備	1:08	1:10	1:09	0:55	1:04	1:00	0:25	0:20	0:23	0:13	0:05	0:09
A	d 学習指導	0:09	0:06	0:07	0:09	0:05	0:07	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00
B	e 成績処理	1:17	1:27	1:23	0:57	1:15	1:07	0:25	0:24	0:30	0:19	0:12	0:15
	f 生徒指導(集団)	1:21	1:09	1:15	1:20	1:09	1:14	0:01	0:03	0:02	0:00	0:00	0:00
	g 生徒指導(個別)	0:05	0:21	0:14	0:05	0:21	0:13	0:00	0:04	0:02	0:00	0:00	0:00
A	h 部活動・クラブ活動	0:05	0:26	0:16	0:05	0:26	0:16	0:01	0:10	0:05	0:00	0:00	0:00
	i 児童会・生徒会指導	0:04	0:05	0:04	0:04	0:05	0:04	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	j 学校行事	0:10	0:12	0:11	0:10	0:11	0:11	0:01	0:02	0:02	0:00	0:00	0:00
B	k 学年・学級経営	0:17	0:26	0:22	0:13	0:25	0:19	0:05	0:06	0:05	0:03	0:01	0:02
	l 学校経営	0:17	0:18	0:18	0:16	0:17	0:17	0:00	0:07	0:06	0:00	0:00	0:00
C	m 会議・打合せ	0:29	0:33	0:31	0:29	0:32	0:31	0:07	0:11	0:09	0:00	0:00	0:00
	n 事務・報告書作成	0:16	0:19	0:17	0:13	0:17	0:15	0:06	0:07	0:07	0:02	0:01	0:02
	o 校内研修	0:10	0:03	0:06	0:10	0:03	0:06	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
D	p 保護者・PTA対応	0:14	0:15	0:15	0:14	0:15	0:14	0:02	0:04	0:03	0:00	0:00	0:00
	q 地域対応	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	r 行政・関係団体対応	0:00	0:01	0:00	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	s 校務としての研修	0:08	0:06	0:07	0:08	0:06	0:07	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
C	t 会議	0:05	0:06	0:06	0:04	0:06	0:05	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	u その他の校務	0:11	0:14	0:13	0:10	0:13	0:12	0:03	0:05	0:04	0:01	0:01	0:01
	v 休憩・休息	0:05	0:08	0:07	0:05	0:08	0:06	0:00	0:01	0:01	0:00	0:00	0:00
	合計(a~u)	11:13	11:25	11:20	10:29	10:58	10:45	1:34	2:09	1:53	0:44	0:26	0:34
A	児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6:35	6:20	6:27	6:34	6:18	6:25	0:11	0:28	0:20	0:01	0:01	0:01
B	児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2:43	3:04	2:54	2:06	2:44	2:27	0:55	1:02	0:59	0:36	0:19	0:27
C	学校の運営にかかわる業務及びその他の校務	1:39	1:42	1:41	1:33	1:38	1:36	0:24	0:33	0:29	0:05	0:04	0:05
D	外宿対応	0:15	0:18	0:17	0:15	0:17	0:16	0:02	0:05	0:04	0:00	0:00	0:00

教員の1週間の勤務イメージ

教員の勤務実態調査等を参考にした、小学校教員の1週間の勤務の例(イメージ)

勤務時間8:00~16:30(うち勤務時間7:45,休憩時間0:45)として計算。勤務時間や登下校時間等は市町村、学校により異なる。

	月	火	水	木	金
8:00~8:45		朝の業務(職員朝礼、朝活動(読書等)、朝の会等)、準備等			
8:45~9:30			1時間目		
9:40~10:25				2時間目	
10:45~11:30					3時間目
11:40~12:25					4時間目
12:25~13:55			給食・昼休み・清掃		
14:00~14:45				5時間目	
14:55~15:40	6時間目	児童会・クラブ等	6時間目	帰りの会、下校指導 研修・職員会議等	6時間目
15:40~16:00		帰りの会、下校指導			帰りの会、下校指導
			会議、打ち合わせ、授業準備等		
16:30				勤務時間終了	

小学校

第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

第2章 各教科 第5節 生活 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 (3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(6) 低学年においては、生活科などの関連を積極的に図り、指導の効果を高めること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などの関連を考慮すること。

第2章 各教科

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(4) 低学年においては、生活科などの関連を積極的に図り、指導の効果を高めること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などの関連を考慮すること。

第2章 各教科

第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(5) 低学年においては、生活科などの関連を積極的に図り、指導の効果を高めること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などの関連を考慮すること。

他の教科

道徳

外国語活動

総合的な学習の時間

特別活動

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

※幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針においても、小学校との連携に関する規定がある。

小学校におけるスタートカリキュラムについて

スタートカリキュラムとは

小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を發揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

(参考)小学校学習指導要領解説 生活編

例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中心として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

幼児期 学びの芽生え

- ・楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- ・遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- ・日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。

スタートカリキュラム

自立
成長
安心

児童期 自覚的な学び

- ・学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間(休憩の時間等)の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- ・各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- ・主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。

幼児教育

- ・5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を総合的に学んでいく教育課程等
- ・子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- ・身の回りの「人・もの・こと」が教材
- ・総合的に学んでいくために工夫された環境構成 等

小学校教育

- ・各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- ・時間割に沿った1日の流れ
- ・教科書が主たる教材
- ・系統的に学ぶために工夫された学習環境 等

＜幼小接続の課題＞(文部科学省調査より)

- ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性を認識(都道府県100%、市町村99%)。
- その一方、幼小接続の取組は十分実施されているとはいえない状況(都道府県77%、市町村80%が未実施)。
- その理由・「接続関係を具体的にすることが難しい」(52%)、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」(34%)、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」(23%)



(報告のポイント)

①幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す

- 教育基本法や学校教育法において、幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成。
- 幼小接続を体系的に理解するため、幼小接続の構造を「3段構造」(教育の目的・目標⇒教育課程⇒教育活動)で捉える。
- 幼小の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉える。
- 幼児期の教育と小学校教育では、互いの教育を理解し、見通すことが必要。(その際、幼児期の教育と小学校教育は、それぞれ発達の違いを踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意。)

②幼児期と児童期の教育活動をつながりで捉える工夫を示す

- 幼小を通した学びの基礎力の育成を図るため、
 - ・ 幼児期の終わりから児童期(低学年)にかけては「三つの自立」(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)を育成。
 - ・ 上記に加え、児童期においては、「学力の三つの要素」(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」)を育成。
- 学びの芽生えの時期(幼児期)、自覚的な学びの時期(児童期)という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通した学習という違いがあるものの、「人とのかかわり」や「ものとのかかわり」という直接的・具体的な対象とのかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつながりを見通して円滑な移行を図ることが必要。

「人とのかかわり」における留意点

＜幼児期の終わり＞

- 幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いを付けたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

「ものとのかかわり」における留意点

＜幼児期の終わり＞

- 幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で獲得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要。

- 小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムの編成の留意点を示す。

(幼稚園・保育所・認定こども園との連携協力(子供の実態や指導の在り方等について理解を深める等)、授業時間や学習空間などの環境構成等の工夫(15分程度のモジュールによる時間割の構成等)など)

- 幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及を図る。

(幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子供の発達や学びの連続性を踏まえて接続期を捉えることが必要。なお、接続期の実際の始期・終期は各学校・施設において適切な期間を設定。)

③幼小接続の取組を進めるための方策(連携・接続の体制づくり等)を示す

- 幼小接続の取組を進めるための方策として、幼小接続のための連携・接続の体制づくり、教職員の資質向上(研修体制の確立)、家庭や地域社会との連携・協力についてのポイントを示す。

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）

（イ） 健康な心と体

- （例）・体を動かす様々な活動に目標をもって挑戦したり、困難なことにつまずいても気持ちを切り替えて乗り越えようとしたりして、主体的に取り組む。
- ・いろいろな遊びの場面に応じて、体の諸部位を十分に動かす。
 - ・健康な生活リズムを通して、自分の健康に対する关心や安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にする気持ちをもつ。
 - ・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動の必要性に気付き、自分でする。
 - ・集団での生活の流れなどを予測して、準備や片付けも含め、自分たちの活動に、見通しをもって取り組む。

（ロ） 自立心

- （例）・生活の流れを予測したり、周りの状況を感じたりして、自分でしなければならないことを自覚して行う。
- ・自分のことは自分で行い、自分でできないことは教職員や友達の助けを借りて、自分で行う。
 - ・いろいろな活動や遊びにおいて自分の力で最後までやり遂げ、満足感や達成感をもつ。

（ハ） 協同性

- （例）・いろいろな友達と積極的にかかわり、友達の思いや考えなどを感じながら行動する。
- ・相手に分かるように伝えたり、相手の気持ちを察して自分の思いの出し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりしながら、わかり合う。
 - ・クラスの様々な仲間とかかわりを通じて互いのよさをわかり合い、楽しみながら一緒に遊びを進めていく。
 - ・クラスみんなで共通の目的をもって話し合ったり、役割を分担したりして、実現に向けて力を発揮しやり遂げる。

（二） 道徳性の芽生え

- （例）・相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いこととの区別などを考えて行動する。
- ・友達や周りの人の気持ちを理解し、思いやりをもって接する。
 - ・他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりする経験を通して、相手の気持ちを大切に考えながら行動する。

（ホ） 規範意識の芽生え

- （例）・クラスのみんなと心地よく過ごしたり、より遊びを楽しくするためのきまりがあることが分かり、守ろうとする。
- ・みんなで使うものに愛着をもち、大事に扱う。
 - ・友達と折り合いをつけ、自分の気持ちを調整する。

（ヘ） いろいろな人とのかかわり

- （例）・小学生・中学生、地域の様々な人々に、自分からも親しみの気持ちを持って接する。
- ・親や祖父母など家族を大切にしようとする気持ちをもつ。
 - ・関係の深い人々との触れ合いの中で、自分が役に立つ喜びを感じる。
 - ・四季折々の地域の伝統的な行事に触れ、自分たちの住む地域に一層親しみを感じる。

(ト) 思考力の芽生え

- (例) ・物との多様なかかわりとの中で、物の性質や仕組みについて考えたり、気付いたりする。
・身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使う。

(チ) 自然とのかかわり

- (例) ・自然に出会い、感動する体験を通じて、自然の大きさや不思議を感じ、畏敬の念をもつ。
・水や氷、日向や日陰など、同じものでも季節により変化するものがあることを感じ取ったり、変化に応じて生活や遊びを変えたりする。
・季節の草花や木の実などの自然の素材や、風、氷などの自然現象を遊びに取り入れたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりする。

(リ) 生命尊重、公共心等

- (例) ・身近な動物の世話や植物の栽培を通じて、生きているものへの愛着を感じ、生命の営みの不思議さ、生命の尊さに気付き、感動したり、いたわったり、大切にしたりする。
・友達同士で目的に必要な情報を伝え合ったり、活用したりする。
・公共の施設を訪問したり、利用したりして、自分にとって関係の深い場であることが分かる。
・様々な行事を通じて国旗に親しむ。

(ヌ) 数量・図形、文字等への関心・感覚

- (例) ・生活や遊びを通じて、自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに関心をもち、必要感をもって数えたり、比べたり、組み合わせたりする。
・文字や様々な標識が、生活や遊びの中で人と人をつなぐコミュニケーションの役割をもつことに気付き、読んだり、書いたり、使ったりする。

(ル) 言葉による伝え合い

- 例) ・相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを相手に分かるように話したりするなどして、言葉を通して教職員や友達と心を通わせる。
・イメージや考えを言葉で表現しながら、遊びを通して文字の意味や役割を認識したり、記号としての文字を獲得する必要性を理解したりし、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりする。
・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうことを通して、その言葉のもつ意味の面白さを感じたり、その想像の世界を友達と共有し、言葉による表現を楽しんだりする。

(ヲ) 豊かな感性と表現

- (例) ・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにもちながら、楽しく表現する。
・生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったり、演じて遊んだりする。
・友達同士で互いに表現し合うことで、様々な表現の面白さに気付いたり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりする。

9. 小・中・高等学校それぞれにおける 諸課題への対応（中学校）

中学校段階で育成すべき資質・能力 <論点整理(抄)>

- 中学校においては、義務教育を行う最後の教育機関として、教育基本法第5条第2項が規定する「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を卒業までに育むことができるよう、小学校教育の基礎の上に、中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、その育成を高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させることが求められる。
- 特に外国語教育については、上記②のとおり、3年間を通じて毎学年週4コマ、合計で420単位時間の授業時数となっている。小学校段階での充実を前提に、この成果を最大化して高等学校教育につなぐ観点から、互いの考え方や気持ちを伝え合うことなどを通じて思考・判断・表現を行うことができる指導内容などの抜本的な質的改善や、教科書を含めて必要な教材の改善・充実が求められる。
- そうした中で、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、2. (2)②に示した「特にこれから時代に求められる資質・能力」を踏まえ、関連する各教科等の改善を図るとともに、教科等間の関係性を可視化していくことが必要である。
- その際、小中一貫教育の制度化に伴い、4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階の区切りの設定や、小・中学校の9年間を一貫した教育課程の編成などが期待されることも踏まえ、義務教育としての小・中学校教育の一貫性を強化する視点や、義務教育学校や小中一貫型小・中学校(仮称)における特色ある取組に向けた柔軟な運用を可能とする視点から、義務教育の9年間を見通した学習指導要領の在り方も検討する必要がある。

数学・理科の学習に対する生徒の意識 ーTIMSS2011質問紙調査結果からー

◆国際平均に比べて、日本の中学生は学習の楽しさや実社会との連関に対して肯定的な回答をする割合が低いなど、学習意欲面で課題がある。

※ 生徒質問紙調査(対象:中学校2年生)において、下記項目につき、「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒の割合の合計

	数学		理科	
	日本	国際 平均	日本	国際 平均
数学・理科の勉強は楽しい	48%	71%	63%	80%
数学・理科を勉強すると日常生活に役立つ	71%	89%	57%	83%
他教科を勉強するために数学・理科が必要	67%	81%	35%	70%
志望大学に入るために良い成績が必要	72%	85%	59%	77%
将来望む仕事につくために良い成績が必要	62%	83%	47%	70%
数学・理科を使うことが含まれる職業につきたい	18%	52%	20%	56%

(出典) IEA国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2011) 質問紙調査結果より文部科学省作成

教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との関係

Point 1

「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。

学校教育が主体となった学校教育活動 地域が主体となって行う教育的活動

教育課程内の
学校教育活動

教育課程外の
学校教育活動

相互に
連携・協働

地域が主体となって行う教育的活動

部活動

総合型地域スポーツクラブ

文化芸術体験

インターンシップ・就業体験

保育・介護体験

ボランティア活動

社会教育団体での活動

個に応じた学習

Point 2

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。

Point 3

教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

部活動の学習指導要領上の位置付けについて

中学校学習指導要領(平成20年3月告示) 総則編 解説

13 部活動の意義と留意点等(第1章第4の2(13))

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、中学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、①スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、

②部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、③地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける主な意見等

- 運動部活動を学校教育の一環として位置づけるということは重要。異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど教育的意義が高い。
- ワークライフバランスを犠牲にして部活動に関わっている教員も多数いる。部活動は、教員にとって大きな負担となっていることに留意すべき。
- 教育課程外の活動として、教員と生徒が一緒に活動すること自体が大きな意義。学校の教育活動の一環として外部指導者等の協力を得ながら質の高い活動ができるような取組が求められる。
- チームとしての学校の在り方に関する答申がされたところであり、学校内はもとより学校外の資源も適切に活用した協力体制のもとに充実した取組がなされることが期待される。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動といった視点は引き続き重要。活動の形態については、複数種目、シーズン制及び生徒のニーズに応じた活動などについて一層充実させていく必要がある。
- 競技に偏った指導ではなく、生涯を通して運動を継続できるようなねらいを持つという視点も重要。
- 部活動も大切な教育活動だが、やはり授業が一番大事。部活動を一所懸命やり過ぎて、授業の質が落ちてしまうのはよくない。部活動は、外部の方にもお手伝いいただけるような仕組みをつくっていくことが今後重要ななる。

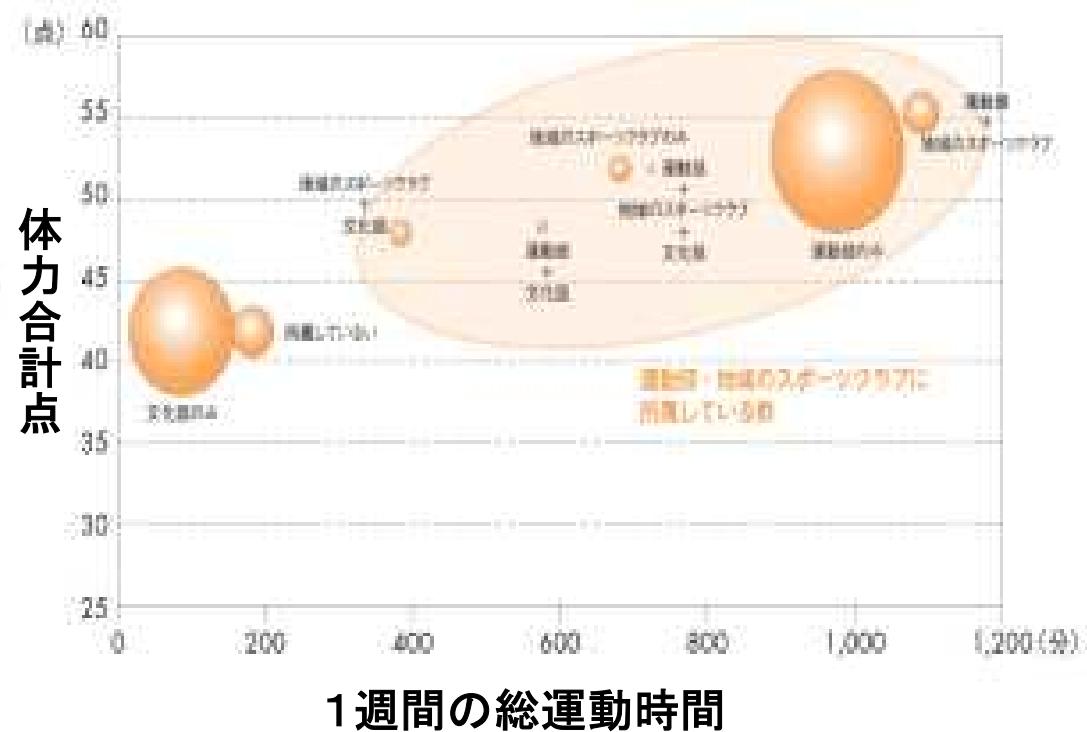
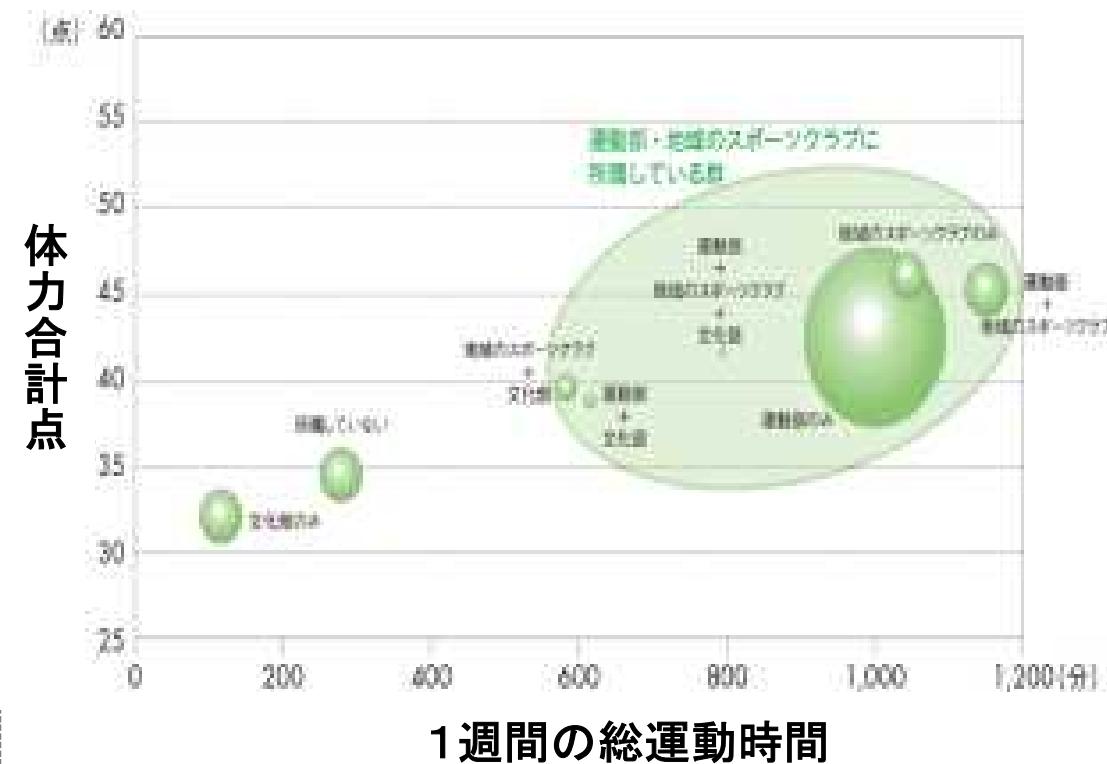
運動部活動と運動習慣、体力等の関係

運動部や地域のスポーツクラブに所属している中学生は、1週間の総運動時間が長く、体力合計点も高い。

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より（中学2年生の結果）

男子 有効回答数521,523

女子 有効回答数499,590



平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より

国・公・私立学校の小学校5学年、中学校2学年の原則として全児童生徒を対象（特別支援学校、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒については、その障害の状態等を考慮して個別に参加の是非を適切に判断）

部活動の在り方に関する調査(全日本中学校長会)

(2)部活動の学校生活における効果についてお聞きします。次の項目からお選びください。【複数回答可】

ア 生徒間の好ましい人間関係の構築に資することができた。	オ 進路(進学)決定に良い成果(推薦、目標決定)がみられる。
イ 学習意欲・態度の向上に資することができた。	カ 地域への貢献や地域におけるよい評価につながった。
ウ 学校生活態度の向上・規範意識の高揚に資することができた。	キ 特に効果は上がっていない。
エ 学校の特色ある教育活動として位置付けられている。	ク その他 ()



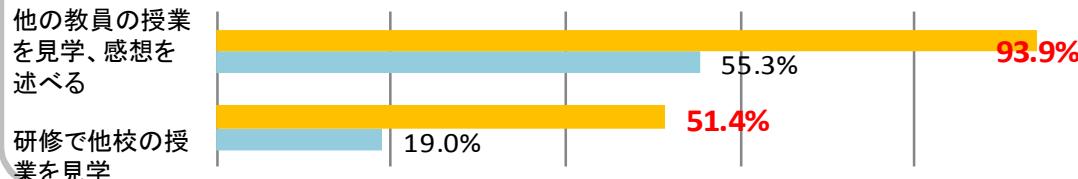
我が国の教員の現状と課題 – TALIS2013結果概要 –

日本
参加国平均

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

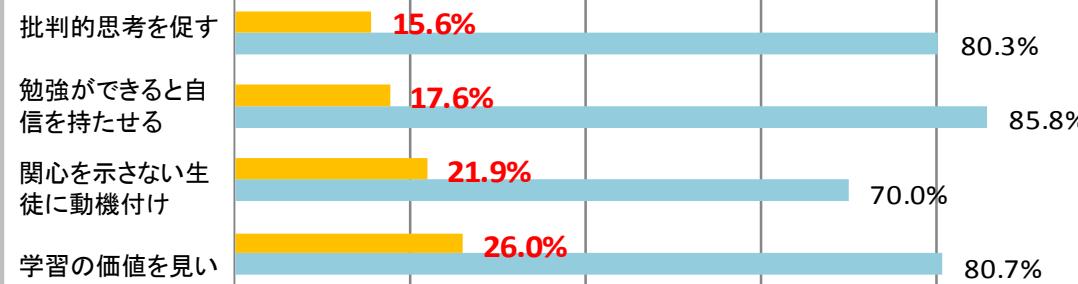
- ▶ 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- ▶ 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- ▶ これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>



教員は、主体的な学びを引き出すことに対する自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



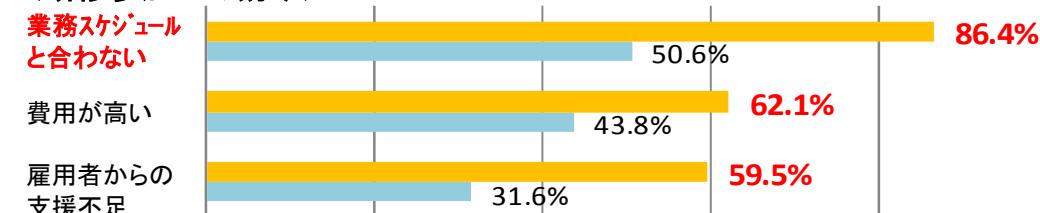
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- ▶ 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- ▶ 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

<研修参加への妨げ>

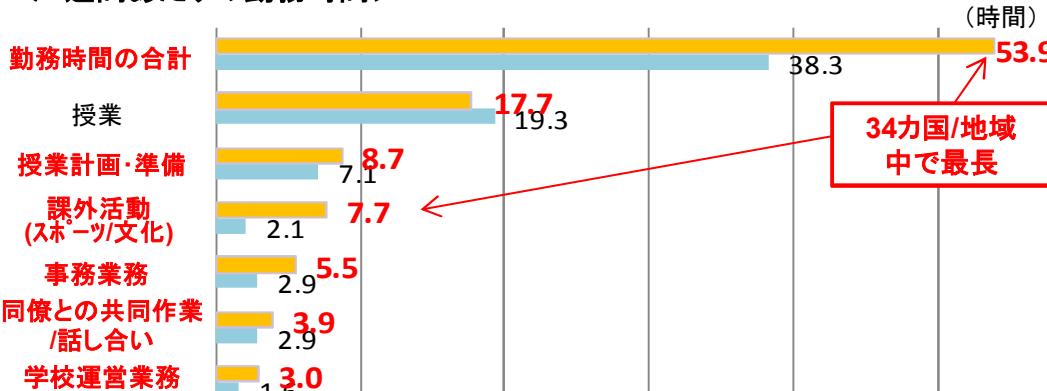


教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い! 人員不足感も大きい

- ▶ 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。

- ▶ 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- ▶ 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>

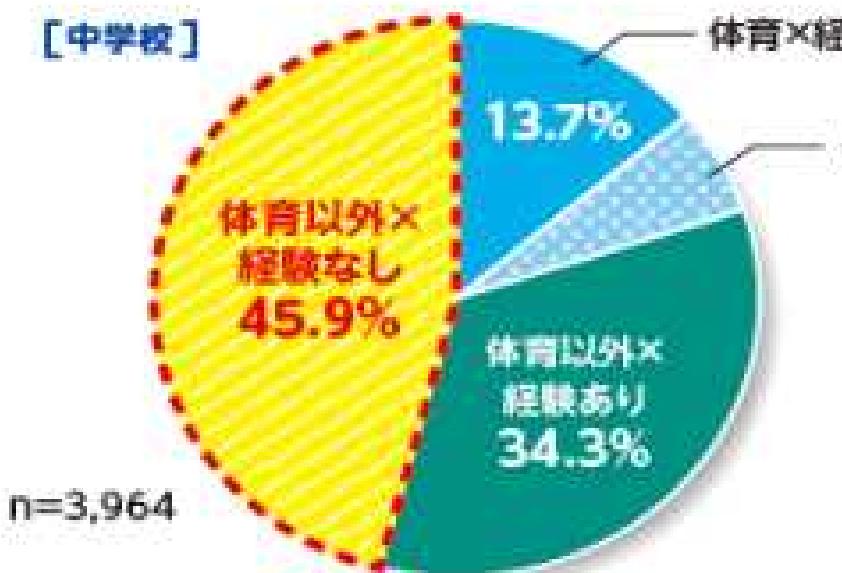


運動部活動指導者の実情

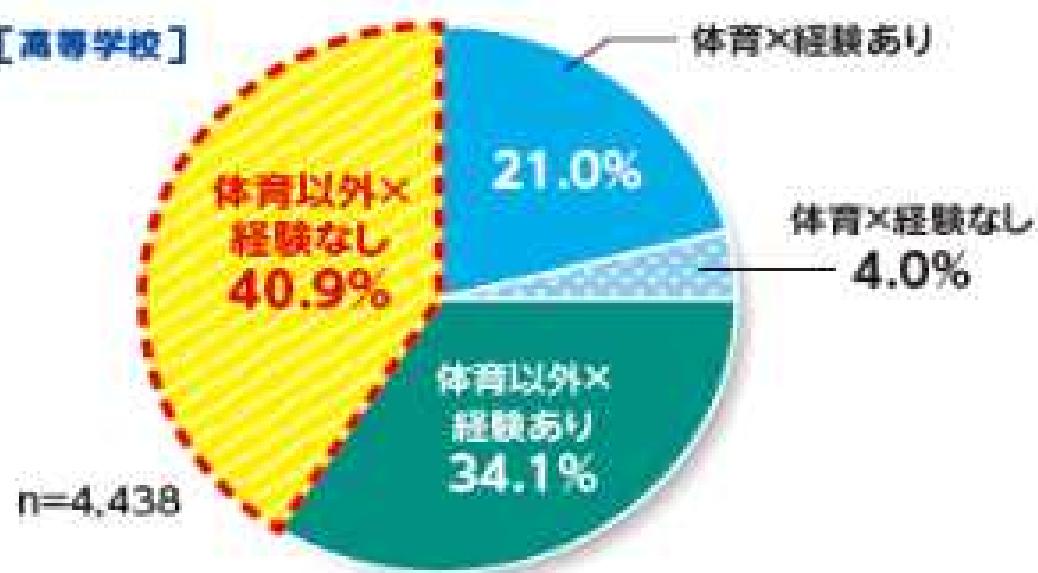
担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- 体育×経験あり：「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし：「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり：「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし：「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」

【中学校】



【高等学校】



(出典)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」((公財)日本体育協会)

■これらを背景に、多くの学校設置者において小中一貫教育が取り組まれている

小中一貫教育に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）は211、取組の総件数は1,130件であり、全国的に取組が広がっている。また、今後小中一貫教育の実施を予定又は検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小中一貫教育の導入は今後増加していくものと考えられる。

- ・小中一貫教育を実施中：211市町村（約1割）
- ・小中一貫教育を実施予定又は検討中：166市町村（約1割）
- ・国及び他市町村の状況を注視している市町村：450市町村（約3割）
- ・小中一貫教育の取組件数：1,130件（小学校2,284校、中学校1,140校）

小中一貫教育等についての実態調査の概要 ①

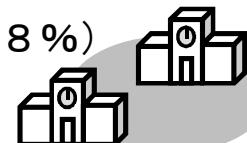
調査対象:都道府県、市区町村、小中一貫教育を実施する国公立小・中学校／調査時点:平成26年5月1日

1. 実施状況について

- 実施件数 1130件 (小学校2284校、中学校1140校)
- 実施市町村 211市町村 (全市町村の約12%)
- 積極的に推進している県 4県
積極的な検討・注視している県 3県+33県

2. 施設形態について

- 施設一体型 148件 (13%)
- 施設隣接型 59件 (5%)
- 施設分離型 882件 (78%)



3. 管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件 (12%)
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件 (10%)
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件 (78%)



4. 教育課程・指導方法について

【9年間の系統性・連続性の確保のための取組】

- 合同行事の実施(70%)
- 9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定(47%)
- 9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成(52%)
- 9年間を見通した学習・生活規律の設定(51%) 等

※回答に重複あり。なお、9年間一貫した学校教育目標と
カリキュラムの作成の双方を実施している学校は289件(26%)

【特例の活用状況】

- 研究開発学校制度の活用 1%
 - 教育課程特例校制度の活用 19%
- ※特例の内容…新教科等の設定72%、英語教育
早期化:82%、指導内容の前倒し18%

「研究開発学校制度」: 学習指導要領の改訂等に資する実証的
資料を得るため、研究校を指定し、新しい教育課程等の研究
開発を実施するもの。

「教育課程特例校制度」: 地域等の特色を生かした特別の教育
課程の編成・実施を認めるもの。

5. 学年段階の区切りについて

- 6-3 : 810件(72%)
- 4-3-2 : 293件(26%)
- 5-4、4-5 : 3件(0.3%)

6. 成果・課題について

【成果の状況】

- 成果が認められる 88%

(大きな成果が認められる(10%)、成果が認められる(77%))

- ① 中学校進学に不安を覚える児童が減少
- ② 中1ギャップが緩和された
- ③ 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- ④ 小・中で共通で実践する取組が増えた
- ⑤ 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

【課題の状況】

- 課題が認められる 87%

(大きな課題が認められる(7%)、課題が認められる(80%))

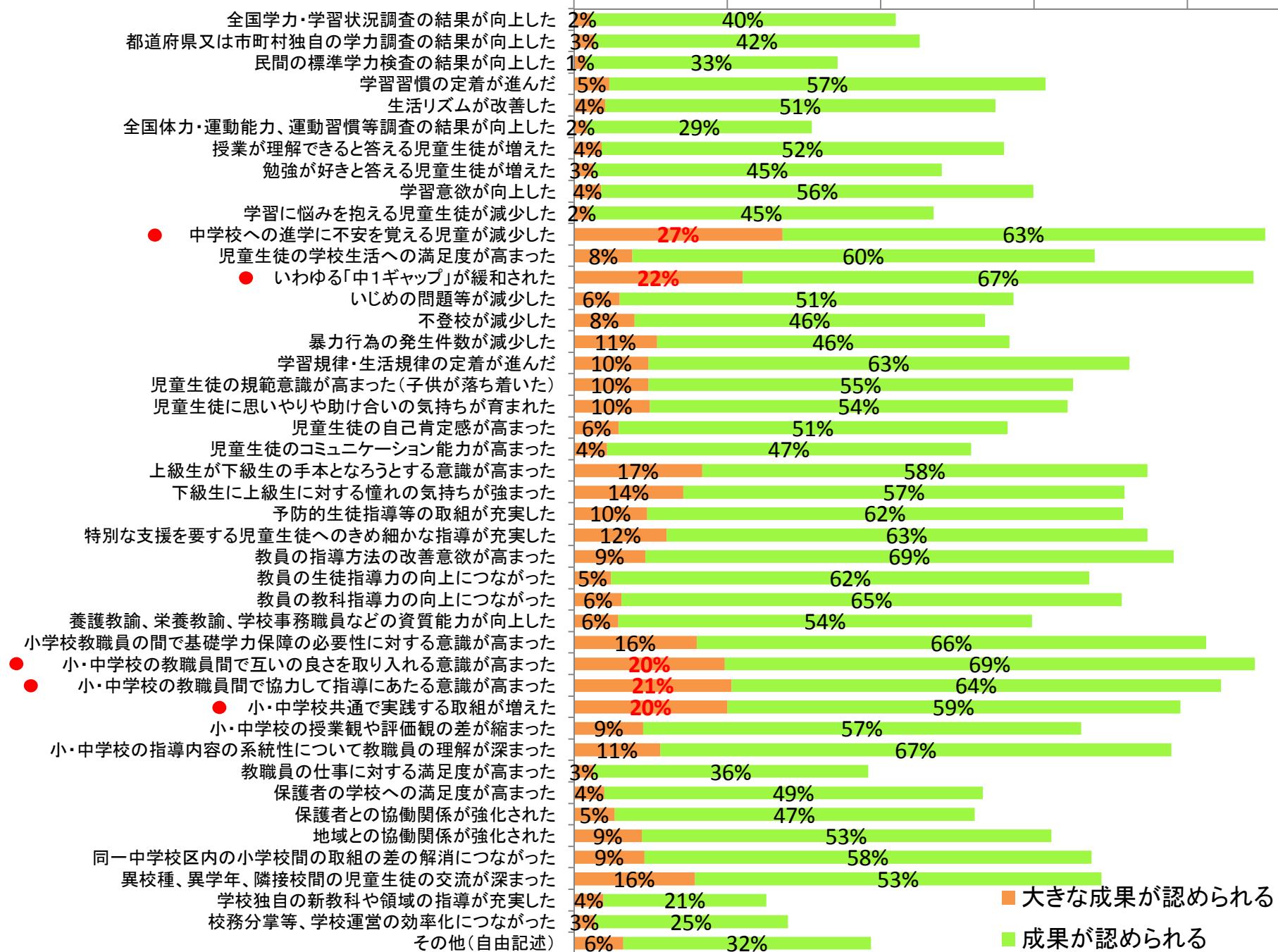
- ① 教職員の負担感・多忙感の解消
- ② 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- ③ 小・中合同の研修時間の確保

7. 効果的な一貫性の確保の取組について

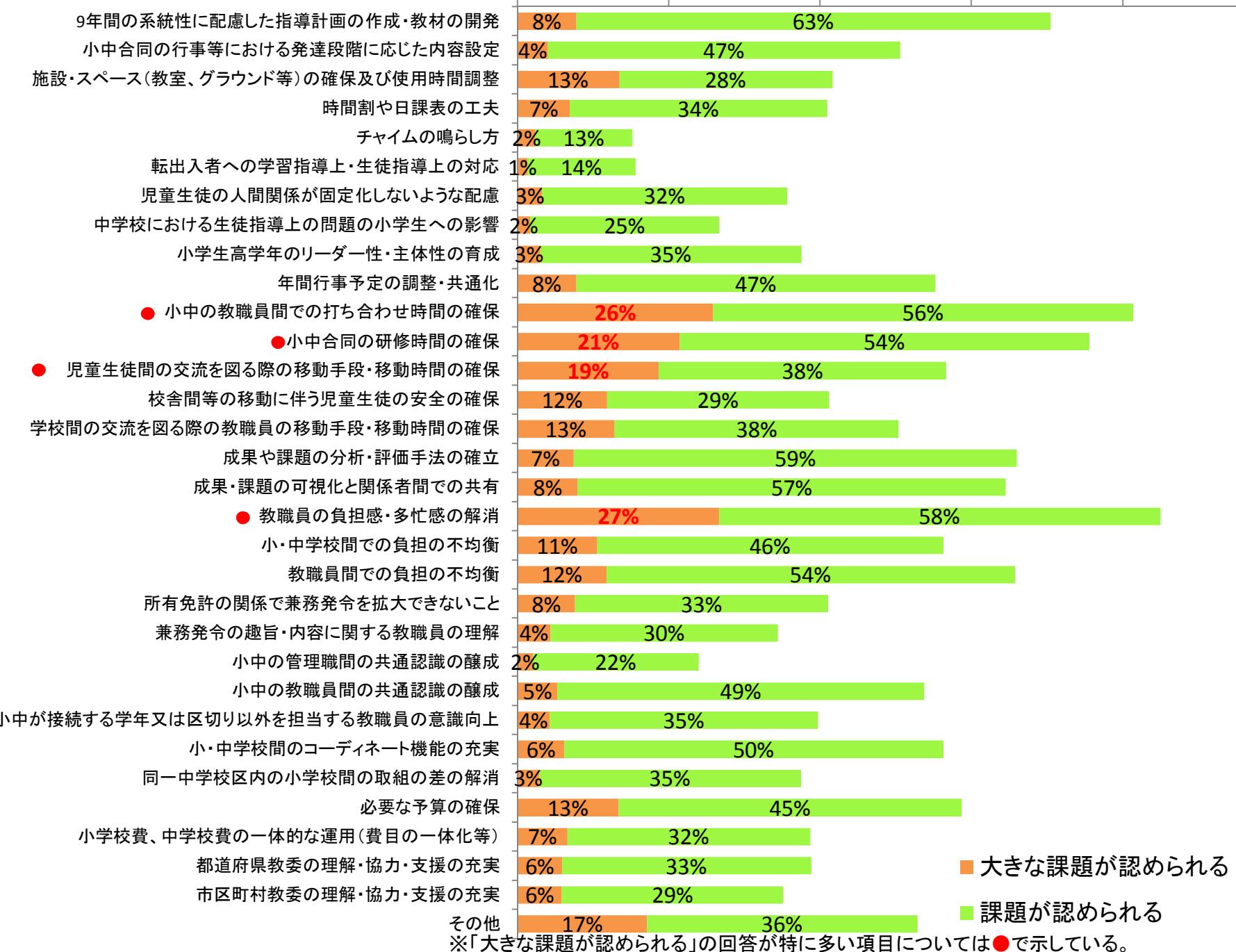
- 以下に当てはまる取組の方が「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と回答する割合が上昇する傾向

- ① 取組の開始から一定程度年数が経過している場合
- ② 小学校における教科担任制を導入した場合
- ③ 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- ④ 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- ⑤ 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- ⑥ 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- ⑦ 施設一体型とした場合

小中一貫教育の成果



小中一貫教育の課題



小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

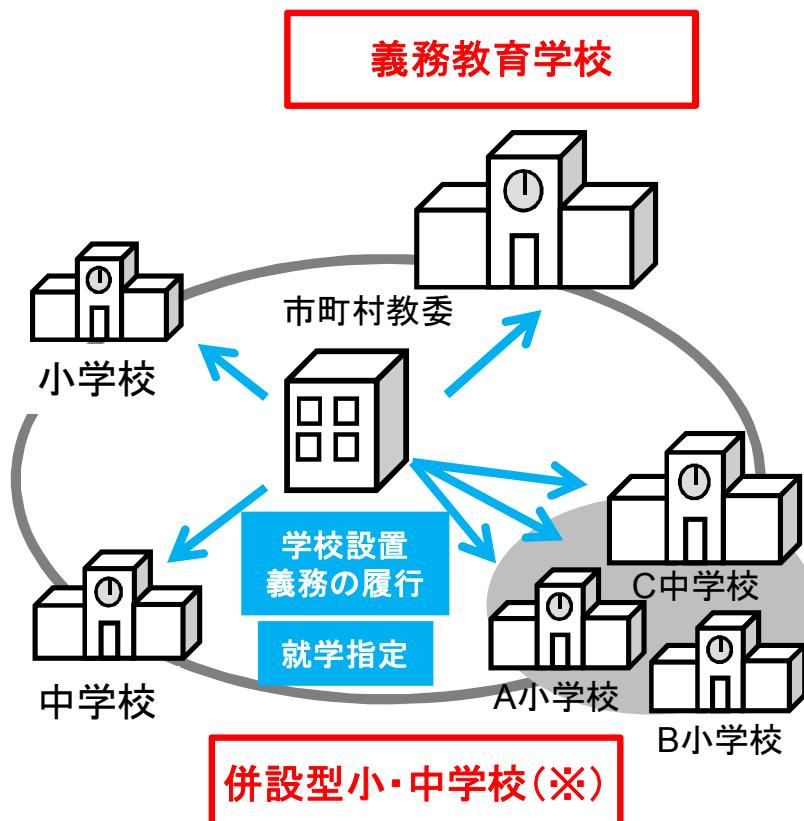
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようとする(併設型小・中学校、連携型小・中学校)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	学校教育法等 改正で措置	併設型小学校・中学校	政省令 改正で措置(※)
修業 年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)		・小・中学校と同じ	
教育 課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)		・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)	
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)		・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (ただし、一貫教育を担保する組織運営上の措置を要件化) 例) 一体化的にマネジメントする組織を設け必要な権限を教育委員会から委任、学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置 ・教員は各学校種に対応した免許を保有	
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能		・施設の一体・分離を問わず設置可能	

※なお、設置者が異なる小学校と中学校が一貫性に配慮した教育を行うために連携して教育課程を実施する学校を連携型小学校・中学校として制度化。

◎制度化後のイメージ

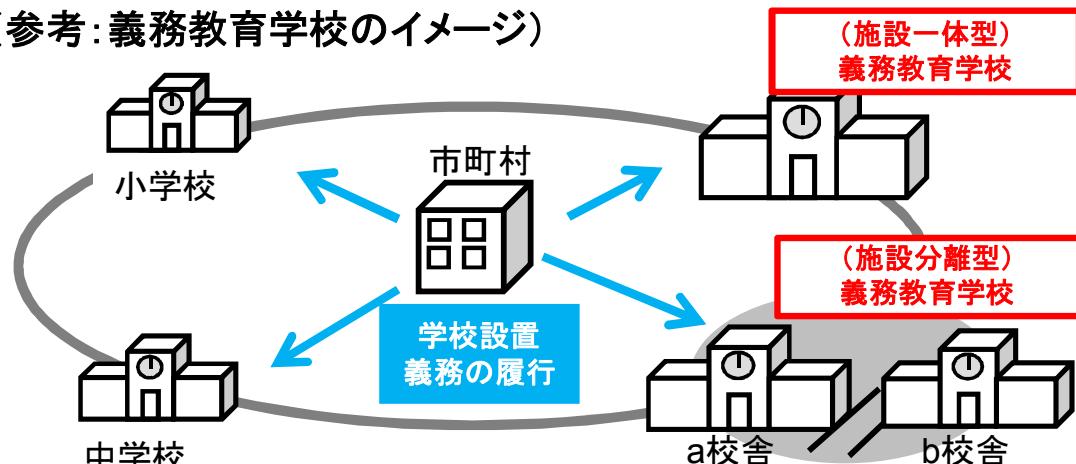


学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）
設置者・設置義務	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係）<input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）
目標・修業年限	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第49条の2関係）<input type="checkbox"/> 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）
教職員関係	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係）<input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項関係）
施設整備	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

（参考：義務教育学校のイメージ）



※就学指定、教育課程の特例等については、政省令で整備

施行期日

平成28年4月1日

（施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能）

現行制度と義務教育学校の比較

	現行制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年 ・中学校3年 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)
設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校ともに市町村に設置義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置義務はないが、小学校・中学校の設置に代えて設置した場合には、設置義務の履行と同等
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成 ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文科大臣の指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例:一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校それぞれに校長(計2人) ・小学校・中学校別々の教職員組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 (ただし、統括担当の副校長又は教頭を1人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は、小学校の定数と中学校の定数の合計数と同じ)
免許	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は所属する学校の免許状を保有すれば十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能しつつ、免許状の併有を促進)
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象は、小学校同士の統合、中学校同士の統合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の対象として、小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置する場合も追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、小学校・中学校それぞれで実施 ・学校運営協議会は、小学校・中学校それぞれに設置 ・学校いじめ防止基本方針は、小学校・中学校それぞれで策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価は、義務教育学校として実施 ・学校運営協議会は、義務教育学校として一つ設置 ・学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

9. 小・中・高等学校それぞれにおける 諸課題への対応（高等学校）

高等学校段階で共通して育成すべき資質・能力 <論点整理(抄)>

- 高等学校は、中学校卒業後の約98%の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。また、その教育を通じて、一人一人の生徒の路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されている。
- こうした役割と責任を果たすことができるよう、昨年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」等を踏まえ、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、①十分な知識・技能と、②それらを基盤にして答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等と、③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度とを身に付けていくことができるよう、高大接続改革の全体像を見据えながら、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。その具体的な教育課程の在り方等については、下記に示すように「共通性の確保」と「多様化への対応」の観点を軸として検討する必要がある。
- 社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点からは、昨年6月に中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が取りまとめた「コア」についての整理を踏まえつつ、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を、三つの柱に沿って明確化し、それらを育む必履修教科・科目等の改善を図るとともに、教科・科目等間の関係性を可視化していくことが必要である。

高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力に関する答申等

- 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成26年12月）＜抄＞

1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革

(2) 高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化

（略）高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」を、それを構成する「豊かな人間性」「健康・体力」「確かな学力」それぞれについて捉え直すと、以下のように考えることができる。

① 豊かな人間性

高等学校教育を通じて、国家及び社会の責任ある形成者として必要な教養と行動規範を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、国、地域社会、国際社会等においてそれぞれの立場で主体的に活動する力を鍛錬すること。

② 健康・体力

高等学校教育を通じて、社会で自立して活動するために必要な健康・体力を養うとともに、自己管理等の方法を身に付けること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、社会的役割を果たすために必要な肉体的、精神的能力を鍛錬すること。

③ 確かな学力

学力の三要素を、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、高等学校教育を通じて(i)これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を養うこと、(ii)その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、(iii)さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること。大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、これらを総合した学力を鍛錬すること。

- 初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～（平成26年6月）<抄>

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

1. 「共通性の確保」と「多様化への対応」

- 本部会においては、これらの指摘も踏まえ、高校教育の共通性を確保するため、全ての生徒が共通に身に付ける資質・能力について、「コア」と位置付けた上で、その範囲・要素と評価の在り方について整理した。

2. 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成＜共通性の確保＞

(2) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力「コア」

②「コア」を構成する資質・能力

- 変化の激しい社会にあって、働く人々に求められる能力は高度化しており、身に付けた専門知識や技能がすぐに陳腐化したり、新たな知識・技能の習得を次々に迫られたりするなど、求められる対応のスピードも速くなっている。

- 一方、求められる知識・技能の変化が激しいからこそ、誰にとっても、生涯にわたって学び続けることの必要性がますます大きくなり、そのための基盤となる力を身に付けることが、改めて重要となっている。さらに、どのような職業においても共通に求められる汎用的能力の基礎となる力や、市民社会の形成者として求められる能力等は、近い将来職業人となり、また、全員が主権者となる高校生が確実に身に付けることが必要である。

- 高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関となる。

- 社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点からは、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」とともに、特に、次の力を、「コア」を構成する資質・能力の重要な柱として重視していくべきと考える。

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

- さらに、「コア」を構成する資質・能力としては、これらの柱を更に具体化したもの等として、以下のような資質・能力を挙げることができる。

- ・ 言語を活用して批判的に考える力、分かりやすく説明する力、議論する力
- ・ 新たな価値観や考え方を創り出す力やものづくり力などを含めた「創造力」
- ・ 多様な他者の考えや立場を理解する力や、相手の話を聴く力、コミュニケーション力などを含めた「人間関係形成力」
- ・ 自ら課題に挑戦していく力などを含めた「主体的行動力」
- ・ 今後の自分自身の可能性を含めて自らを肯定的に理解するとともに、自らの思考や感情を律し、今後の成長のために進んで学ぼうとする「自己理解・自己管理力」
- ・ 生徒が将来の進路を決定するために必要な「勤労観・職業観」、労働者としての権利・義務の理解など社会的・職業的自立の上の基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 社会の発展に寄与する意識・態度などの「公共心」
- ・ 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- ・ 健康の保持増進のための実践力

《参考》「コア」を構成する資質・能力（イメージ）

コアを構成する資質・能力（イメージ）

生徒が高等学校教育を通じて身に付けるべきもの

確かな学力

豊かな心

健やかな体

- ア 基礎的・基本的な知識・技能
- イ 基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を解決する力（思考力・判断力・表現力等）
- ウ 主体的に学習に取り組む意欲・態度

説明する力、論理する力
批判的、創造的に考える力
「創造力、洞察力」

社会・職業への円滑な移行に必要な力
・市民性

「自己増強・自己管理力」

「主体的行動力」

「人間関係形成力」

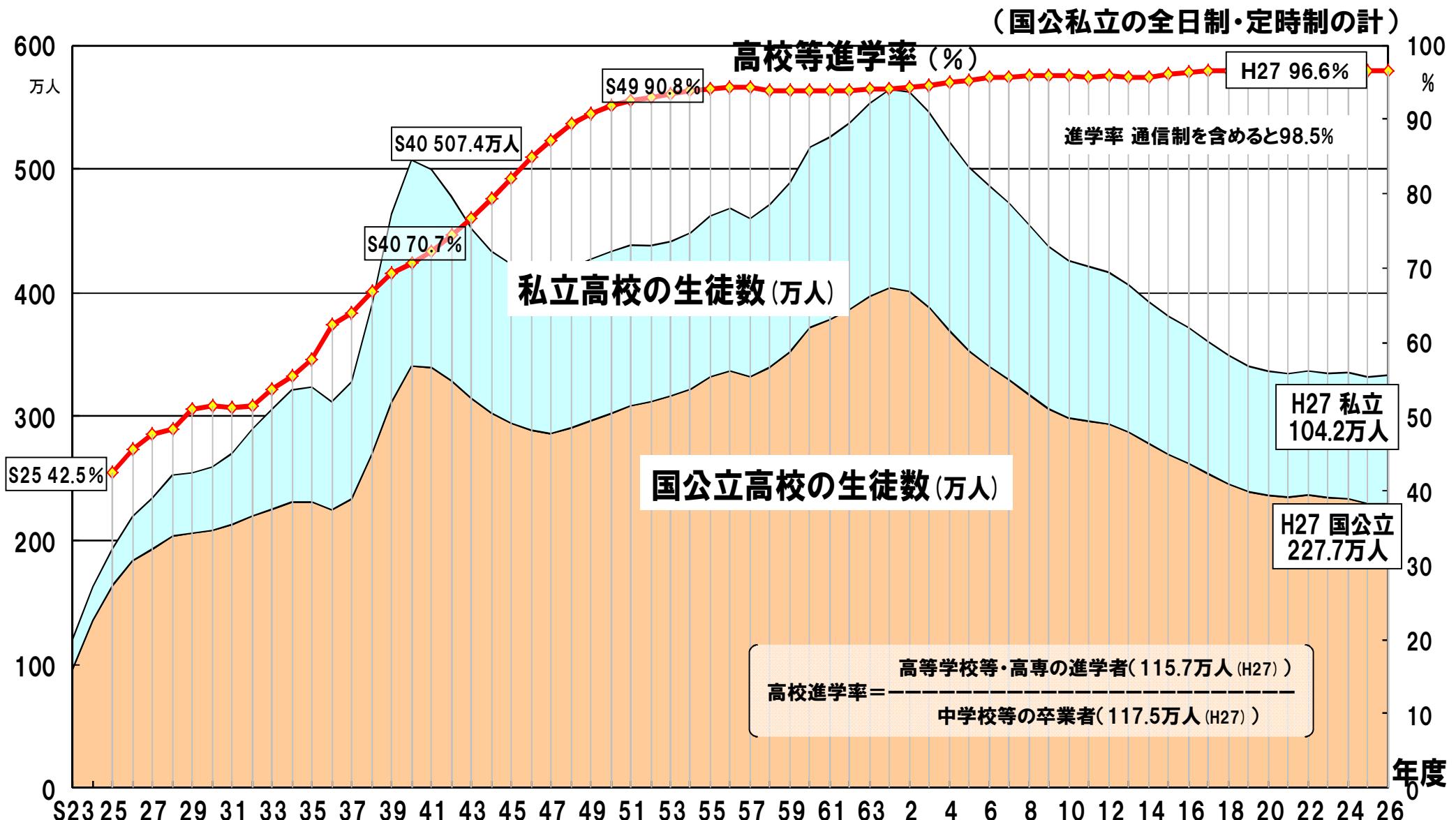
- 社会の発展に寄与する態度を養うために
必要な「公共心」や「倫理観」
社会的責任を持つ「倫理的行動力」
社会の一員として參與し貢献する意欲・態度
- 社会奉仕の精神、他者への思いやり
- 健康の保持増進のための実践力

A 筆記試験や実技試験等による客観的な評価の対象としやすいもの

B A以外のもの

高等学校等への進学率・高等学校在籍者数[推移]

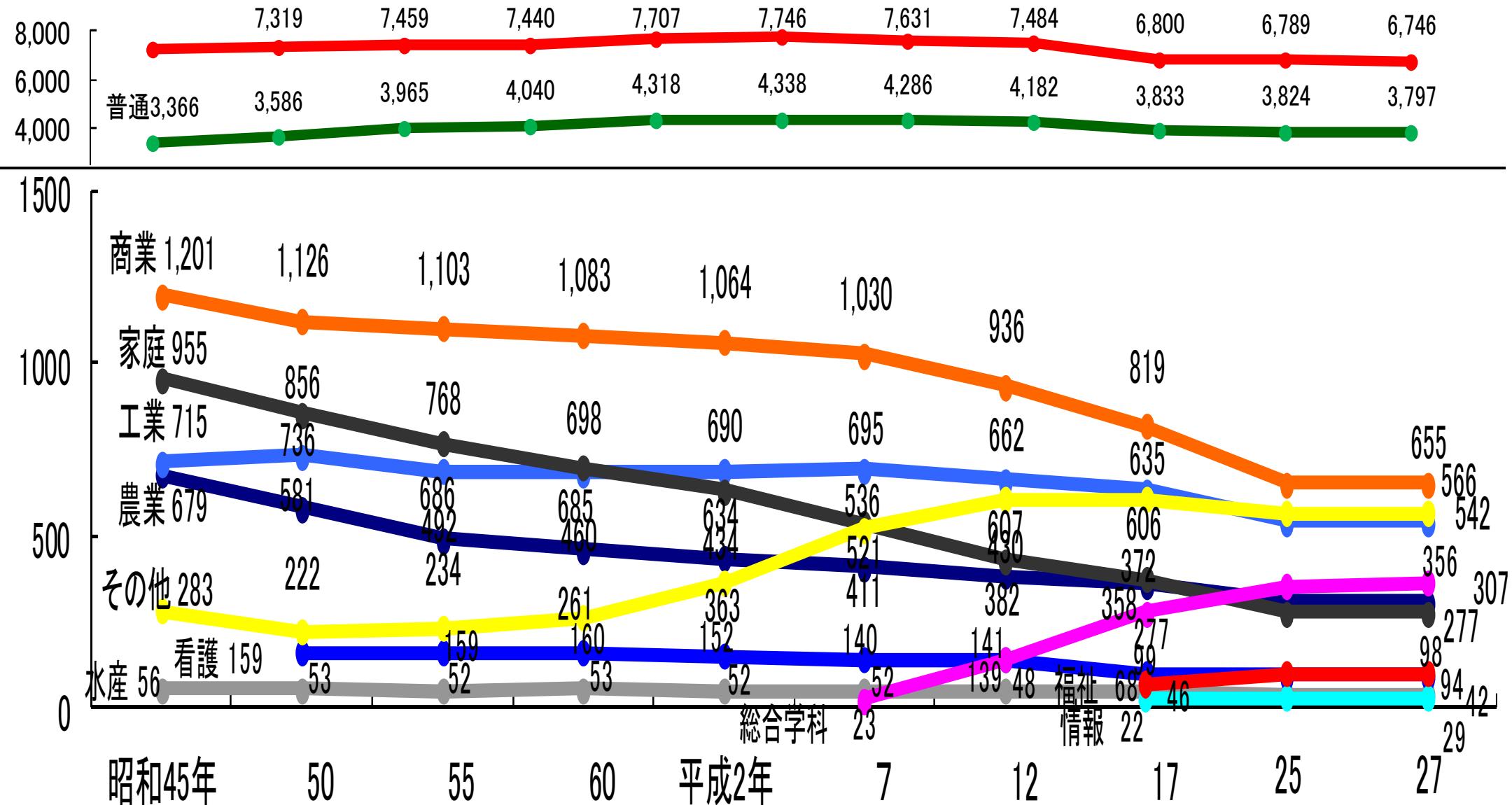
高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えた



文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

高等学校の学科数（学科別）【推移】

学科数(学科) 計7,255



※ 全日制・定時制のみ

※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。

※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

学科別生徒数・学科数・学校数（平成27年度）

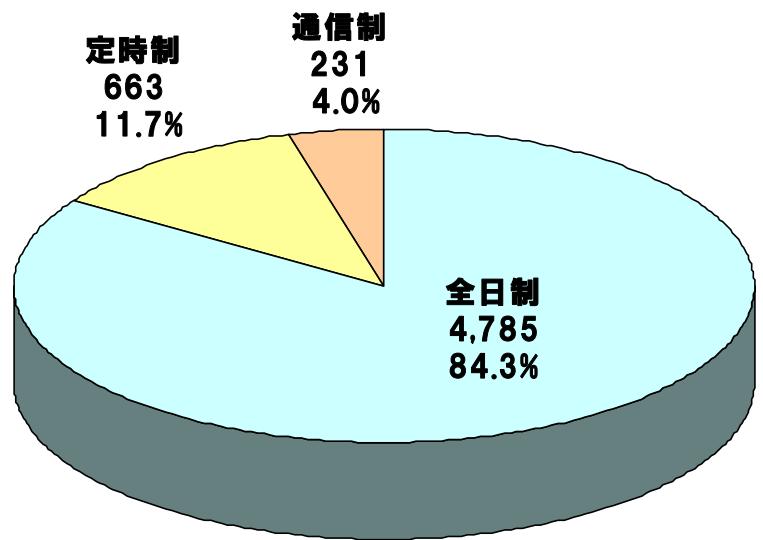
区分	生徒数 (人)	比率 (%)	当該学科を置く 学校数(延べ数)	単独学科 学校数
合計	3,309,613		6,746	3,541
職業学科 (専門高校)	小計	618,826	18.7	2,021
	農業	83,040	2.5	309
	工業	254,524	7.7	537
	商業	202,308	6.1	636
	水産	9,193	0.3	42
	家庭	42,230	1.3	277
	看護	14,756	0.4	94
	情報	3,130	0.1	28
	福祉	9,645	0.3	98
普通科	2,409,432	72.8	3,797	2,625
その他専門学科	105,300	3.2	566	41
総合学科	176,055	5.3	362	266

※ 全日制・定時制のみの統計である(通信制は含まれない)。

※ 「当該学科を置く学校数」欄は、複数学科を置く学校について、それぞれの学科に計上した延べ数である。

出典:文部科学省「学校基本調査(平成27年度)」

課程別・学科別学校数(平成27年度) [内訳]



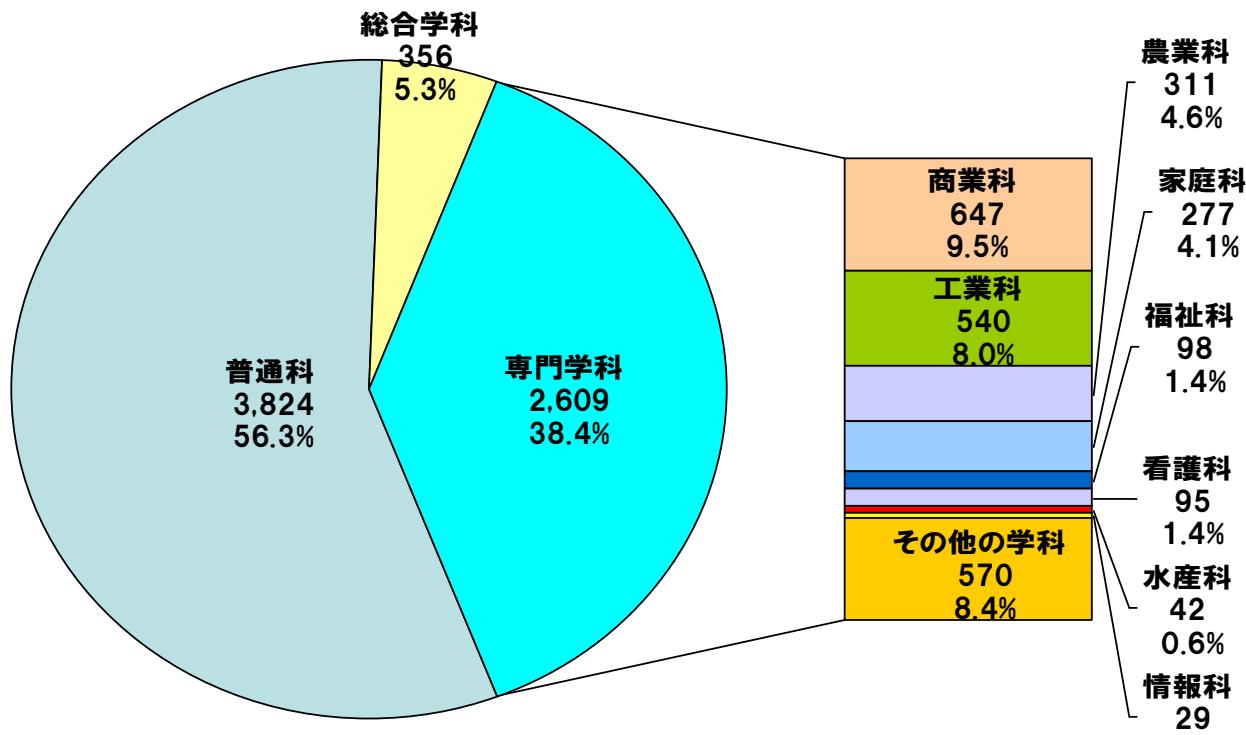
課程別学校数

全日制課程：通常の課程、修業年限3年

定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上

通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

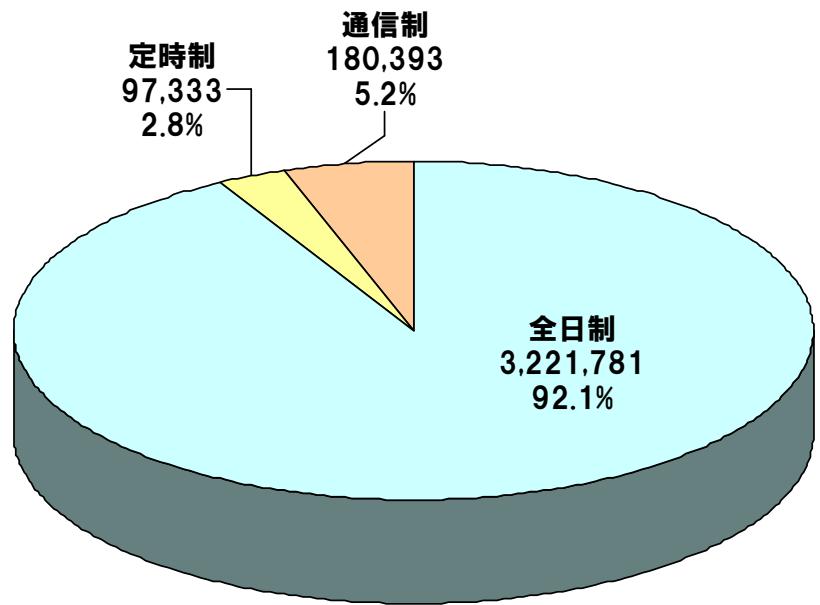
※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。



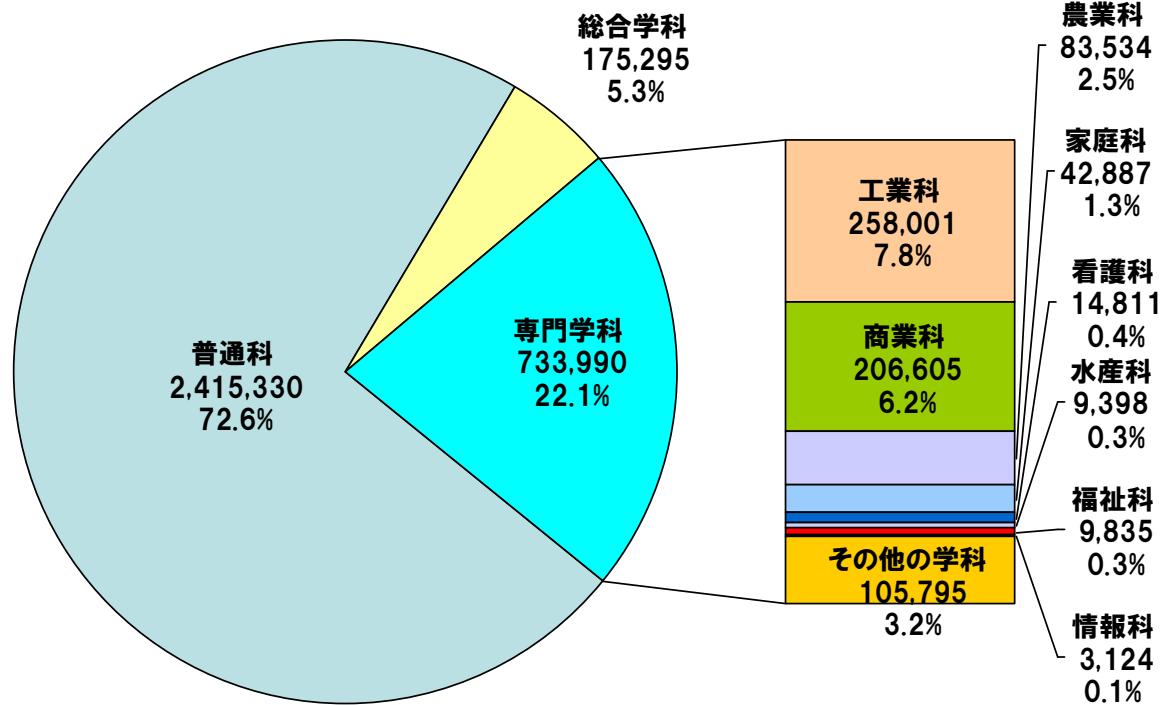
学科別学校数(全日制・定時制の本科)

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

課程別・学科別生徒数(平成27年度) [内訳]



課程別生徒数



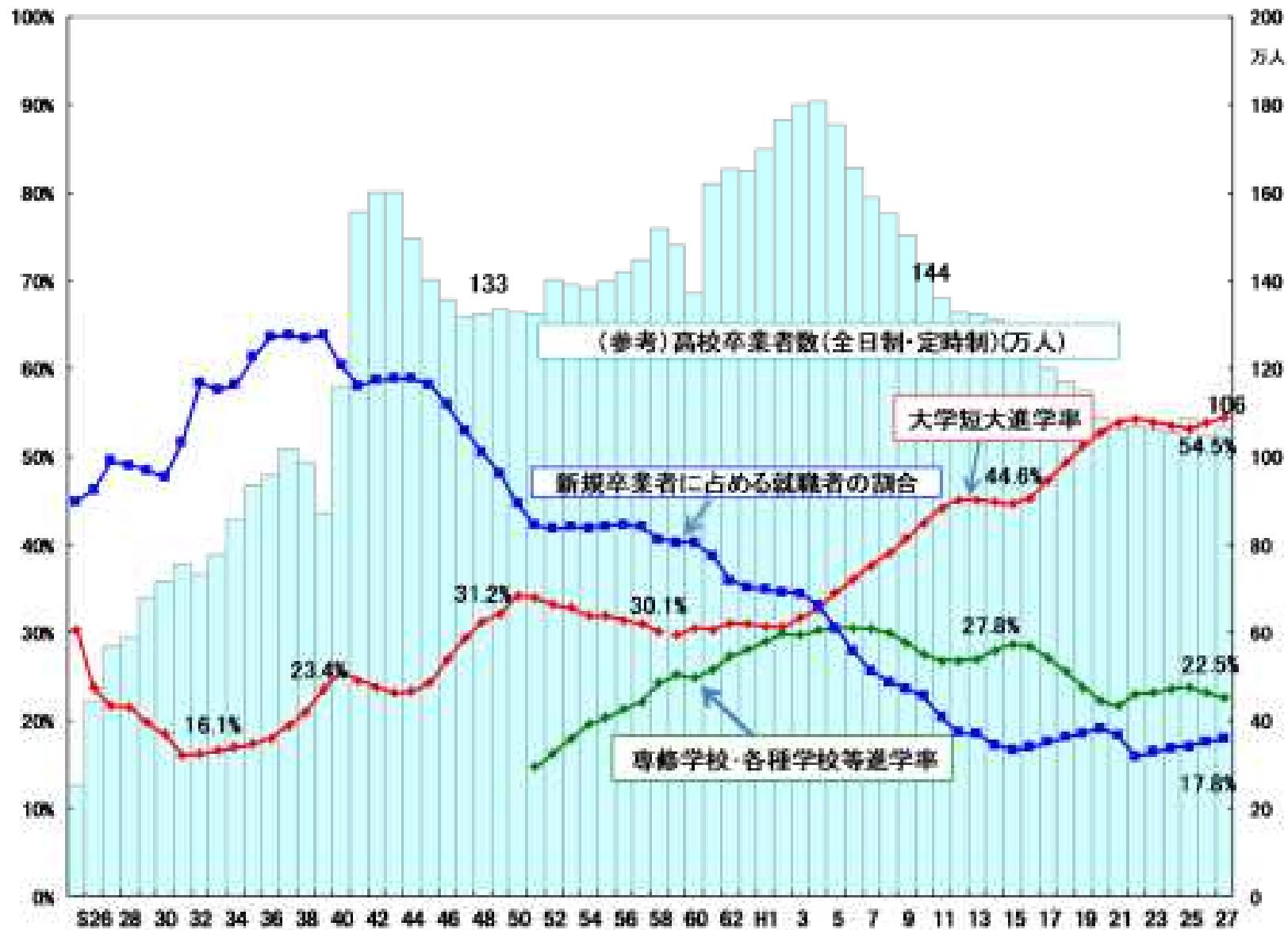
学科別生徒数(全日制・定時制の本科)

全日制課程：通常の課程、修業年限3年

定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、
修業年限3年以上

通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

高等学校卒業生の進路 [推移]

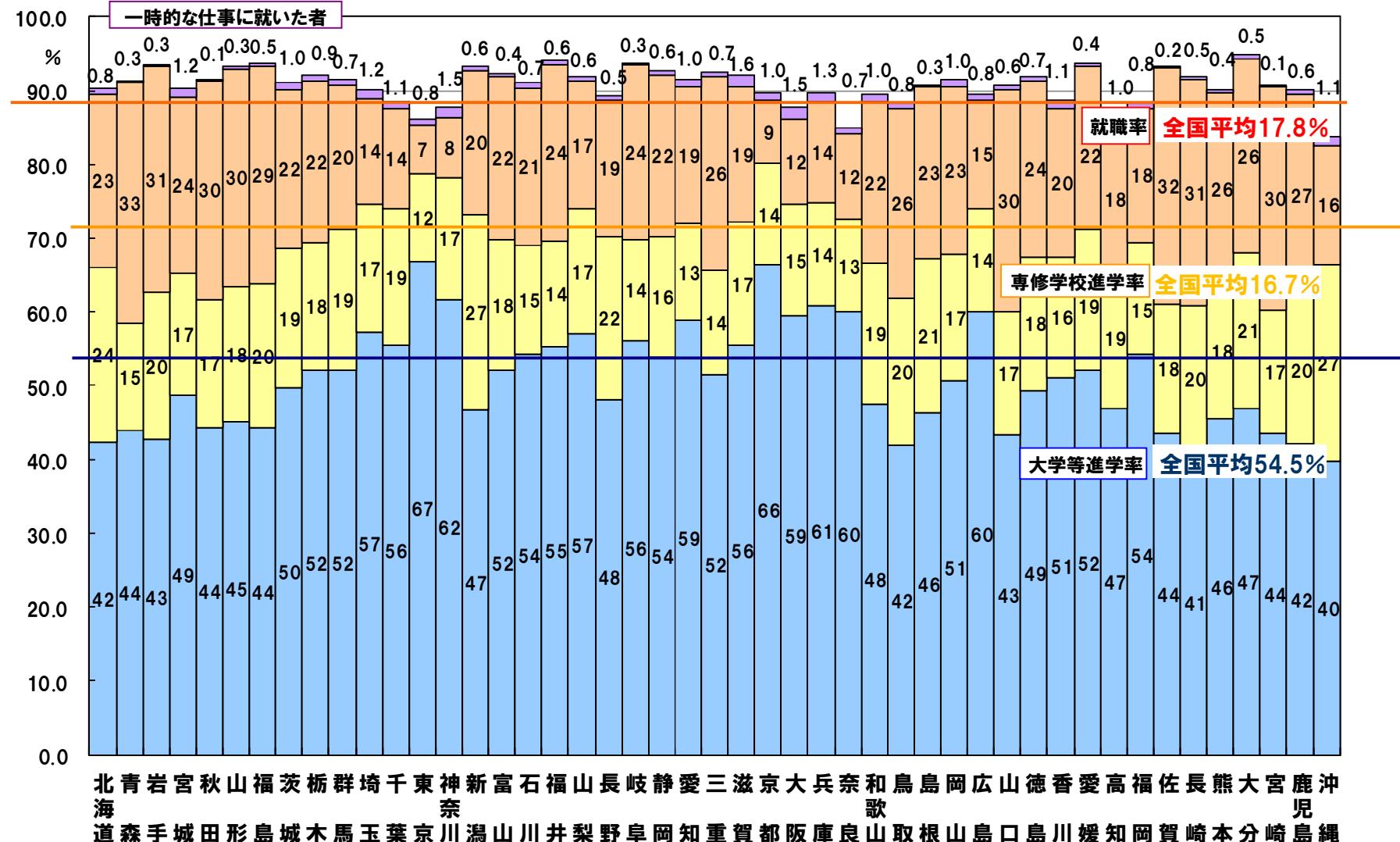


「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

文部科学省「学校基本調査」

高等学校の現役進学率・就職率【都道府県比較】

(H27年3月の卒業者)



現在の高等学校の教科・科目構成（全学科共通教科等）

 このイメージは、現在表示できません。
<p>特別活動は単位数が設定されていない。ホームルーム活動に年間35単位時間以上、生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じ 151 それぞれ適切な授業時数を充てることとされている。</p>

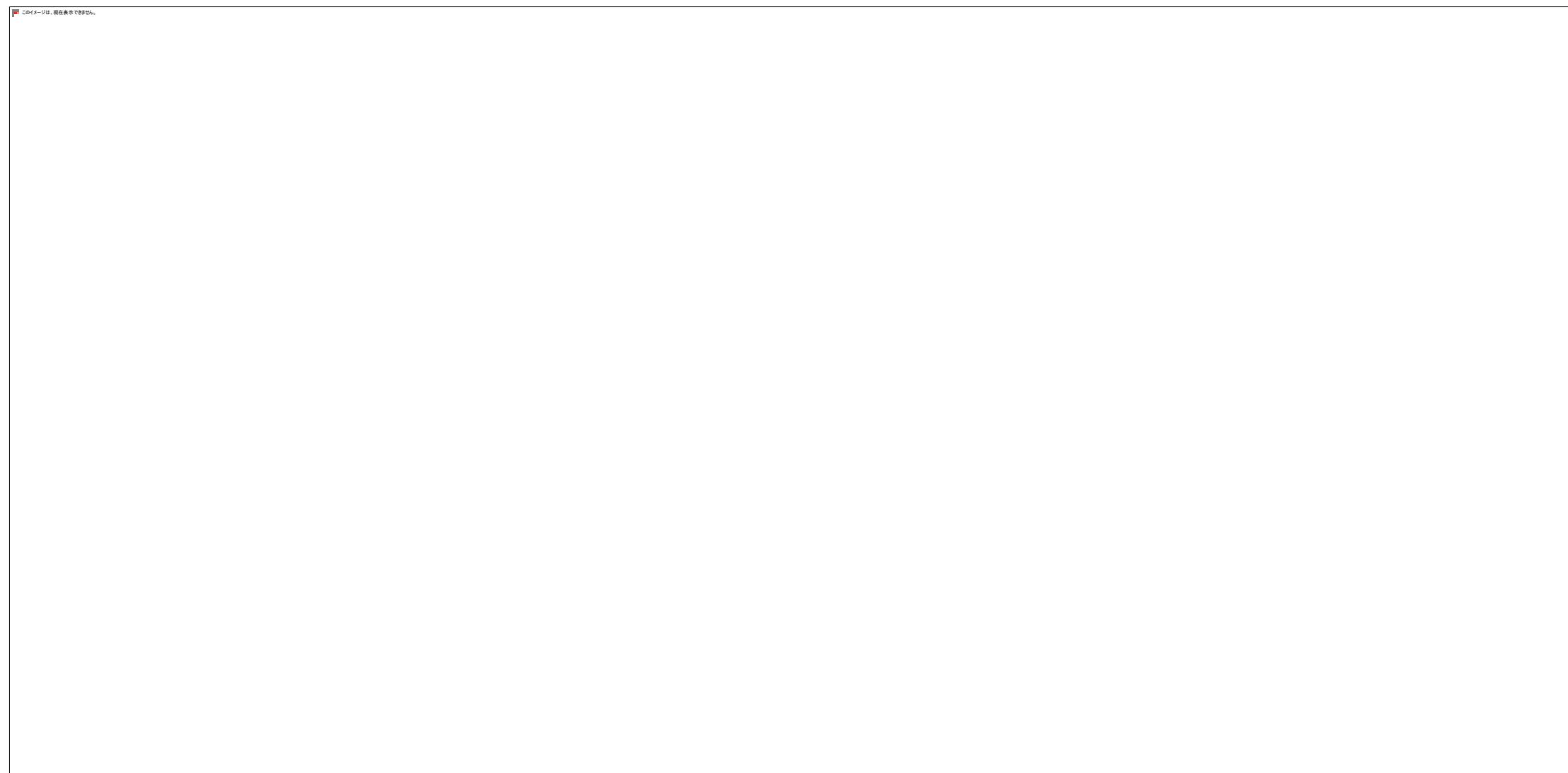
科目履修のイメージ(現状)

このイメージは、現在表示できません。

 このイメージは、現在表示できません。



このイメージは、現在表示できません。



このイメージは、現在表示できません。

このイメージは、現在表示できません。

発達の段階や教科・領域の特質に応じた 探究する力の育成イメージ(たたき台)

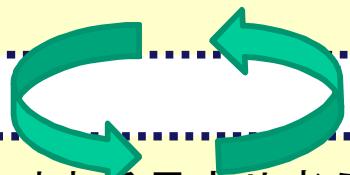
探究…物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営み

高等学校における総合的な学習の時間、課題研究、理数探究(仮称)

- 各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を**総合的**に活用するとともに、自己の**在り方生き方**に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら見方や考え方を組み合わせて**統合**させ、活用しながら、自ら問い合わせを見出し探究することのできる力を育成する。

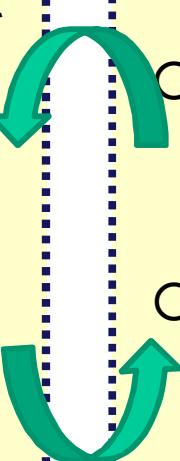
各教科

- 各教科の特質に応じて育まれる見方や考え方を活用しながら、各教科の本質的な理解等に向けて探究することのできる力を育成する。
- 各教科の本質的な理解等に向かうことが重要であることから、問い合わせについては教師が効果的に設定しながら、学習者自身が知識等を構造化できるような学習過程を設定する場合と、学習者が問い合わせを見出すことができるような学習過程を設定する場合とがある。



小・中学校の総合的な学習の時間

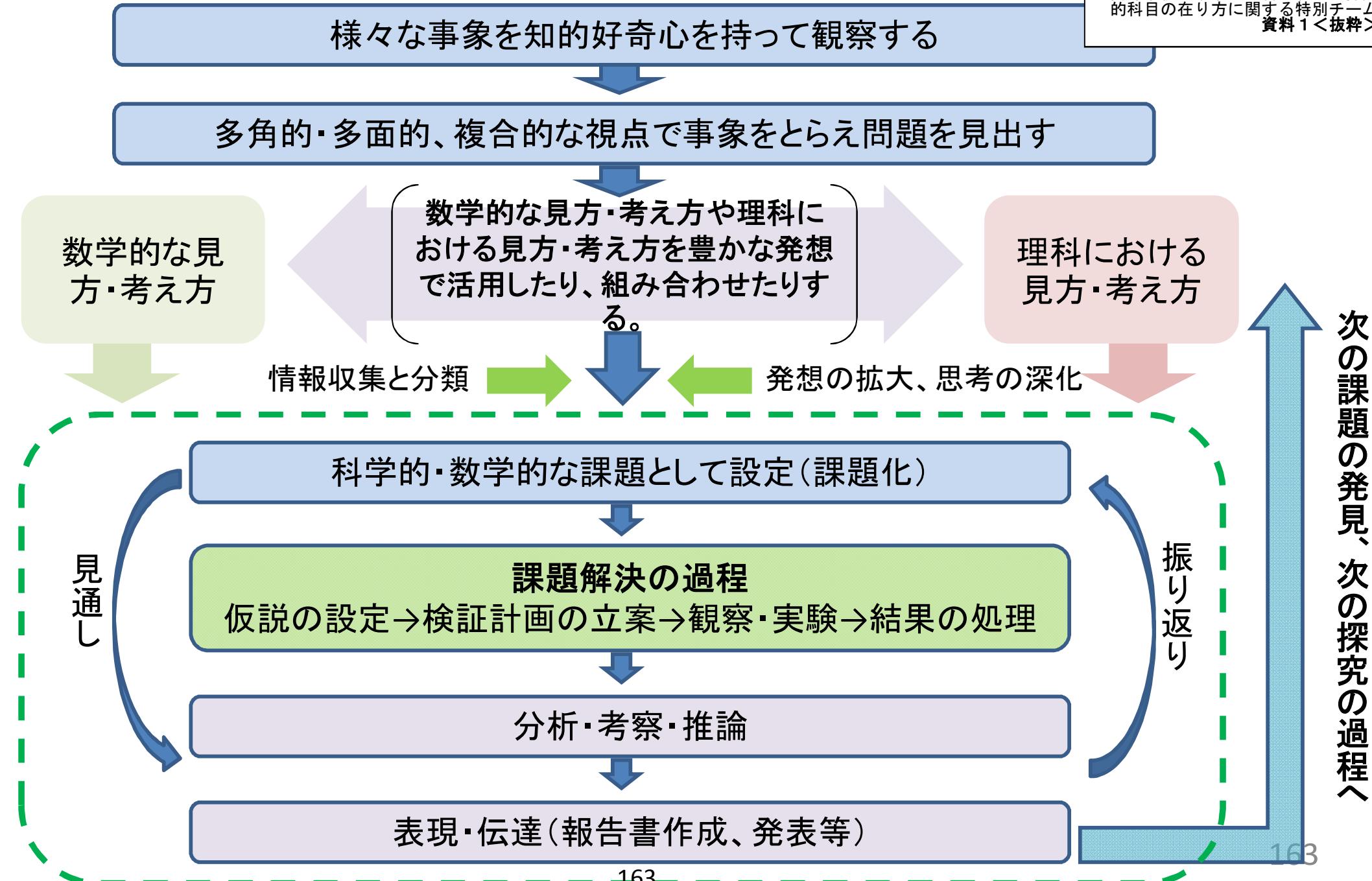
- 各教科等の特質に応じて育まれた見方や考え方を**総合的**に活用しながら、自ら問い合わせを見出し探究することのできる力を育成する。
- 探究的な学習が自己の**生き方**に関わるものであることに気付く。



※上記のような力を育成する手立て(学習のプロセスや学習活動)としての「探究」が各教科等で行われている。
(各教科等によって、学習のプロセスや学習活動は異なる。) 162

資料2:新科目の学習過程(探究の過程)のイメージ

平成28年5月30日
会議
高等学校の数学・理科にわたる探究的科目の在り方に関する特別チーム
資料1<抜粋>



高等学校の数学・理科にわたる探究的科目的イメージ(案)

※以下の2科目で構成

実施段階 「理数探究 (仮称)」

基礎段階 「理数探究基礎 (仮称)」

探究を深める段階

- 基礎で身に付けた資質・能力を活用して自ら課題を設定し、探究の過程全体を行う。
- それぞれの課題に応じた探究を行うために必要な個別の知識や技能を主体的に身に付けさせ、より深い探究を志向させる。
- 探究に当たっては、質を高めるため大学・企業等の外部機関を積極的に活用する。
- 実験や分析自体の成否より、試行錯誤し、失敗のリスクも引き受けながら主体的にやり遂げる過程を重視する。

基礎の習得段階

- 探究の過程全体を自ら遂行するために基礎となる資質・能力をあらかじめ身に付けておくことが必要。
- 新たな価値の創造に向けて挑戦することの意義等について理解を深めさせてることで、主体的に探究に取り組む態度を身に付けさせることが必要。
- 研究倫理等についての基本的な理解を身に付けることが必要。

大学・企業等
からの支援

基礎で学んだことを用いて、
自ら課題を設定し、探究の
過程全体を実施する。

校内・校外
において探
究の成果を
発表する。

学習過程の例

探究の手法に
ついて学ぶ

教員の指導のもと、実
験・観察の進め方や分
析の手法を考え、選択
した課題等の探究を
実施する

研究倫理についての
基本的な理解のため
の学習

校内等で成果を発表する

3. 新科目に係る全体像

平成28年5月30日
教育課程部会
高等学校の数学・理科に
わたる探究的科目の在り方
に関する特別チーム
参考
資料4
<抜粋>

必要と考えられる諸条件

学校全体としての指導体制の整備

適切な教材の提供、指導事例の共有化

教員の指導力の育成(養成・研修)

生徒が取り組む探究に必要な経費の確保

基本的な観察・実験設備の整備

大学・企業等との連携協力体制の構築

高等学校における評価の視点(考えられる例)

探究に
係る知
識・技能

知的好奇心を
持つて事象に接
し、課題を見出
し設定する力

探究のプロ
セスを主体的
に行う力

他者との議論等
を通じて多面的
に思考する力

果敢に
挑戦す
る態度

高大接続の場
面における適
切な評価

探究を深める段階

～生徒自ら実施～

知的好奇心を
もって事象に接
して課題を設定

探究の主体的
な実施

校内外での成
果の発表

探求の手法を
学ぶ

探究の一連の
過程の体験

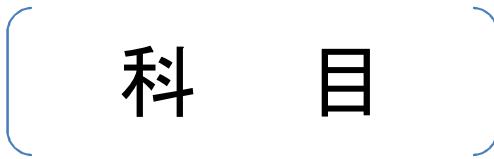
成果をまとめ
発表する経験

基礎の習得段階

大学での学び

- ・本質を見抜き、批判的にとらえる思考力と感覚
- ・複雑な事象からでも必要な情報を抽出し、定量化できる力
- ・複雑な対象の理解や課題解決に向けた高度な認識力、分析力、判断力
- ・既知の事柄を一般化したり類推したりして、新しい局面を切り開く力
- ・多面的な視点から考察し、総合的な判断を下す力
- ・物事を簡潔に表現し、的確に説明する力
- ・未知の問題に積極的に立ち向かい、冷静に分析し対処していく態度

(出典)日本学術会議「大学教育の分野別質保障のための教育課程編成上の参考基準」
数理科学分野、生物学分野、地球惑星科学分野



「理 数」

○各学科に共通する科目

理数探究(仮称)(2~5)
理数探究基礎(仮称)(1)

※「理数探究基礎」の学習内容を「総合的な学習の時間」や他の教科・科目において十分に習得している場合には、「理数探究」のみを履修することを認めることも考えられる。

○主として専門学科において
開設される科目

※専門学科「理数科」における開設科目



理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱなど

理数物理、理数化学、理数生物、
理数地学など

※主として専門学科において開設される科目として
設定されている「理数」の「課題研究」は廃止する。

「探究」と「研究」

○学習指導要領における用例

高等学校学習指導要領解説「物理」においては、「自然の事物・現象の中から物理学的な立場で問題を見いだし、観察、実験を中心に科学の方法を適用しながら問題を解決していくという探究の過程をたどらせることによって、科学の方法を習得させ、物理学的に探究する能力や態度を育てる」としている。

○辞書における説明

「探究」

- ・物事の真の姿をさぐって見きわめること(広辞苑)
- ・物事の真相・価値・在り方などを深く考えて、明らかにすること(大辞林)
- ・物事の真の姿を明らかにし、見きわめようとする。(明鏡国語辞典)

「探究学習」

- ・探究の過程(観察、分類、測定、伝達、予測等)に児童生徒が主体的に参加することによって、探究能力(観察能力、分類能力等)、科学概念、望ましい態度の育成をねらうもの(新教育学大辞典)

「研究」

- ・よく調べ考へて真理をきわめること(広辞苑)
- ・物事について深く考えたり調べたりして真理を明らかにすること。(大辞林)
- ・物事を学問的に深く調べたり考えたりして、事実や理論を明らかにすること。
また、その内容(明鏡国語辞典)



新科目では、①成果の質よりも、学習の過程を重視すること、②学習活動としての性格が明確になることから、「**探究**」という文言の方が適当ではないか。

3. 資質・能力の育成に向けた教育内容の改善、充実

(1)「探究」の意義からの領域構成の見直し

<略>

- 小学校、中学校においては、各教科等の特質に応じて育まれた見方・考え方を総合的に活用しながら、自ら問い合わせを見出し探究することのできる力を育成し、探究的な学習が自己の生き方に関わるものであることに気付くようにする。
- それを基盤とした上で、高等学校における総合的な学習の時間においては、各教科等の特質に応じて育まれる見方・考え方を総合的・統合的に活用することに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら見方・考え方を組み合わせて統合させ、活用しながら、自ら問い合わせを見出し探究することのできる力を育成する。
- 自己のキャリア形成の方向性と関連づけるという点においては、高等学校の専門教科における課題研究科目や、現在、新たに検討されている「理数探究(仮称)」においても同様の性格を持つ。総合的な学習の時間と課題研究科目、「理数探究(仮称)」との違いは、専門性を活かした職業につながる専門教科や、大学における学問分野につながっていく「理数探究(仮)」の場合には、専門分野に向かっていく自己のキャリア形成と関連づけながら見方・考え方を統合させ、活用していくことを前提とした探究を行うのに対し、総合的な学習の時間では、一定の進路を前提とせずに、実社会や実生活から自ら見出した課題を探究していくことを通して自己のキャリア形成の方向性を見いだすことにつなげていくという違いがある。
- こうした観点から、高等学校におけるこれまでの「総合的な学習の時間」については、その名称についても見直すべきである。小中学校における総合的な学習の時間とのつながりやそこからより探究的に発展したものであるという位置づけを考えると、例えば「総合的な探究の時間」あるいは「探究の時間」といった名称も考えられるところであるが、具体的な名称については、高等学校における各教科等の構成の見直しも踏まえて高等学校部会において決定することが適当である。

「産業社会と人間」 学習指導要領における記述

- ・ 現行の学習指導要領等における「産業社会と人間」に関する記述は以下のとおりとなっている。
- ・ 特別活動において、キャリア教育の意義が明確にされることも踏まえつつ、今回の改訂に合わせて見直すべき事項はあるか。

高等学校学習指導要領(平成21年3月) <抄>

第1章 総則

第2款 各教科・科目及び単位数等

5 学校設定教科

(1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第3款各教科・科目の履修等

3 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、上記1のほか次のとおりとする。

(1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2~4単位とすること。

(2) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

「産業社会と人間」 学習指導要領 解説 における記述

高等学校学習指導要領解説総則編(平成21年7月) <抄>

4 学校設定科目及び学校設定教科(第1章第2款の4及び5)

(4)「産業社会と人間」

「産業社会と人間」は、平成5年の総合学科の創設に伴い、その原則履修科目とされた科目である。総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科であり、その教育課程における各教科・科目は、高等学校の必履修科目、学科の原則履修科目、総合選択科目、自由選択科目により構成し、原則履修科目として「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目及び「課題研究」の3科目とすることが、平成5年3月に初等中等教育局長名の通知で示された。

総合学科における「産業社会と人間」は、人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーションの能力を培うことや現実の産業社会やその中の自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成することをねらいとしている。このねらいを達成するため、各学校では、社会人や地域の有識者を講師とするなど地域との積極的な連携を図り、実習、見学、調査研究などの体験的な活動を取り入れた学習を展開してきている。また、「産業社会と人間」の学習は、自らの進路等を考慮した適切な各教科・科目の選択能力の育成にも大きな役割を果たしている。

このような自己の在り方生き方や進路について考察するとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な各教科・科目を選択する能力を育成する学習は、高等学校において、どの学科でも重要な意義を有することから、平成11年の改訂において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示したものである。

各学校において、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮することを総則において示しているものである。

- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

この「産業社会と人間」の指導事項については、平成5年2月の高等学校教育の改革の推進に関する会議の第四次報告において、職業と生活、我が国の産業と社会の変化及び進路と自己実現の3項目で構成し、具体的には次のようなことを指導することが提言された。

① 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業の種類や特徴、職業生活などについて理解するとともに、勤労の意義について考察し、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。

② 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し、それがもたらした情報化、国際化等の社会の変化、人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。

③ 進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の能力・適性、興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ、自己の将来の生き方や進路について考察すること。これらの項目は、職業と生活が学習指導要領に示されたアの事項、我が国の産業と社会がイの事項、進路と自己実現がウの事項とそれぞれ対応するものと考えられ、各学校においては、この報告の内容を十分配慮し

「産業社会と人間」を開設し特色ある取組をしている例

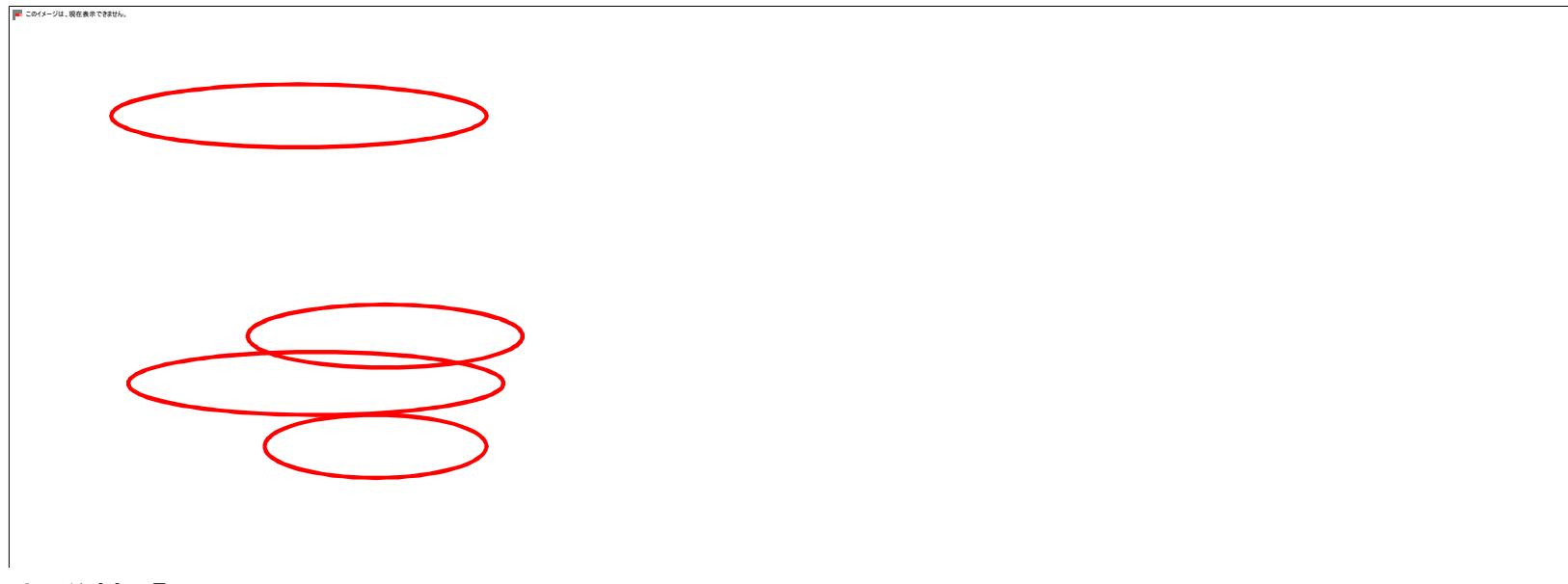
都道府県	学校名	課程	学校の特色
青森県	A総合高校	定時制	<p>【科目の目標】</p> <p>自己の生き方・在り方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を図る。</p> <p>また、産業社会での自己の在り方・生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度の育成を図る。</p> <p>【特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年次で履修する「産業社会と人間」を『キャリアデザイン基礎』と位置づけ、2・3年次で履修する『キャリアデザイン』（総合的な学習の時間）と合わせて、キャリア教育に重点を置き、「生き抜く力」の育成を図っている。
東京都	B総合高校	全日制	<p>【科目の目標】</p> <p>I　自己の生き方を探求させるという観点から、自己啓発的な体験学習や討論などを通じて、職業の選択決定に必要な能力・態度、将来の職業生活に必要な態度やコミュニケーション能力を養うとともに、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養成する。</p> <p>II　現実の産業社会やその中の自己の在り方・生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度の育成を図る。</p> <p>【特色】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒は、「産業社会と人間」で自らを見つめ、ライフプランを作成し、それを実現するための「自分だけの時間割」で高校生活を送る

出典：高等学校教育の改革に関する推進状況について（平成26年2月）に一部加筆

「産業社会と人間」の年間指導計画における活動

- 「その他」以外の全ての項目の割合が減少。特に「職場見学・体験等」「調査研究」「ボランティア活動」「討論会」は10%以上減少

【平成19年調査】



n=235

【平成11年調査(公立全日制学校)】



n=107

「産業社会と人間」を学ぶ意義

- 平成19年度は産業社会と人間を学ぶ意義は全ての項目において肯定的な回答が7割前後。平成11年調査と比べても全ての項目で肯定的回答の割合が高くなっている。

 このイメージは、現在表示できません。

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導について

【「論点整理」における指摘】

- 学び直し等の多様な要請に応えるため、各高等学校が生徒の実態等を考慮して、学校設定教科・科目を活用することや、学習指導要領上の教科・科目等について標準単位数を増加して対応することなども、「カリキュラム・マネジメント」の中で検討されるべきである。こうした柔軟な対応のために必要な事項についても、総則の在り方をはじめとした今後の検討の中で整理していくことが求められる。

(主な意見)

- ・義務教育段階で十分に学べなかつた子に対する学び直しは本当に大切なこと。高校を卒業する時点で必要な、18歳として必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等をどのようにしてもう一度彼らに取り戻すのかということを考えておく必要。
- ・高校生の場合、家庭の貧困と教育格差が直結しやすい。親が病気とか一人親家庭だと、家族の介護や家計のためのアルバイトで忙しくなり、学校に行きたくても行けなくなって辞めざるを得ない現状もある。いったん辞めてしまうと、学び直しても金銭的にも時間的にも精神的にも難しい。しかし、現実的にスキルも何も付いていなければ、なかなか正規雇用には結びつかず、結局、非正規雇用のまま貧困を生きていくという子供たちも少なくない。そこも踏まえ、学校にいる間にいかにベーシックスキルを担保するかということも大事。

「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導」に関する 現行の学習指導要領における位置付け

高等学校学習指導要領

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調査のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

○趣旨

高等学校を卒業するまでにすべての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにこうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めるもの。

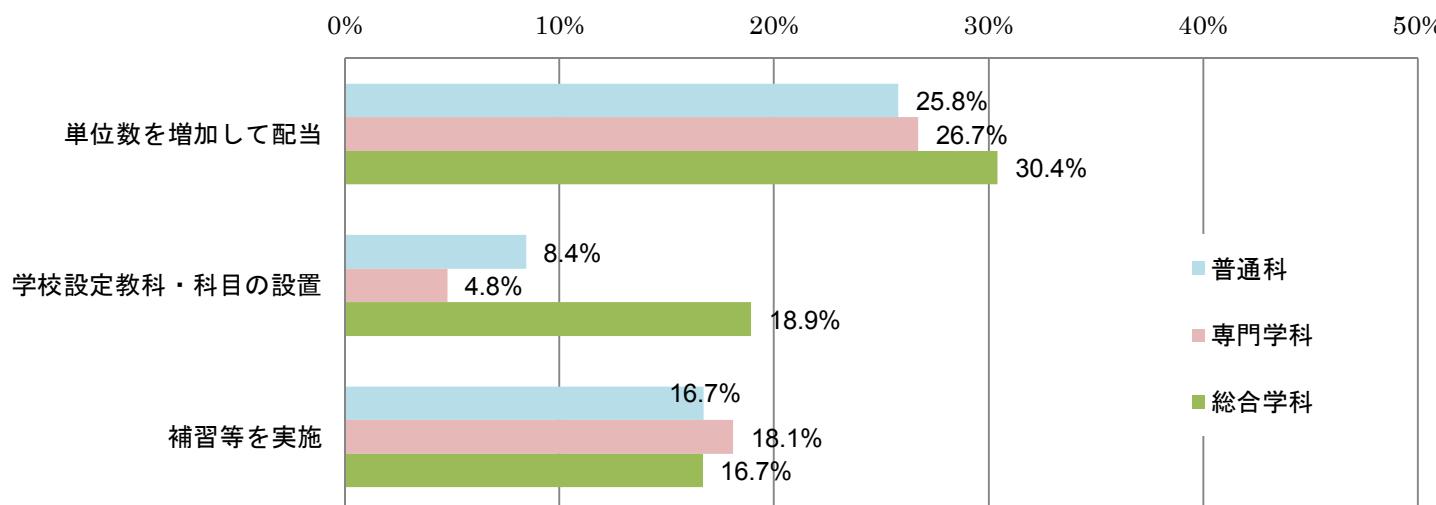
○学校設定科目による対応について

学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており(総則第2款の4)、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされているが(総則第2款の5)、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款の4及び5の規定に適合するものである。

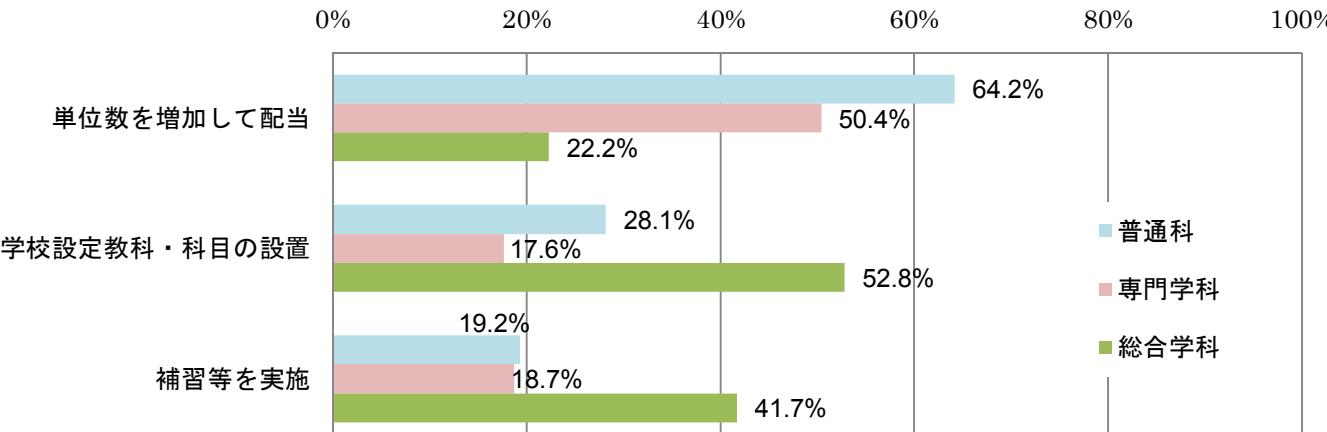
義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために指導の実施状況①

平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために指導の実施状況について、①必履修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当」することによる指導と、②「学校設定教科・科目を設置」することによる指導、③「放課後や長期休暇、土曜日等の補習」による指導の3点について調査したところ、①の方法により実施する学校の割合が比較的高かった。

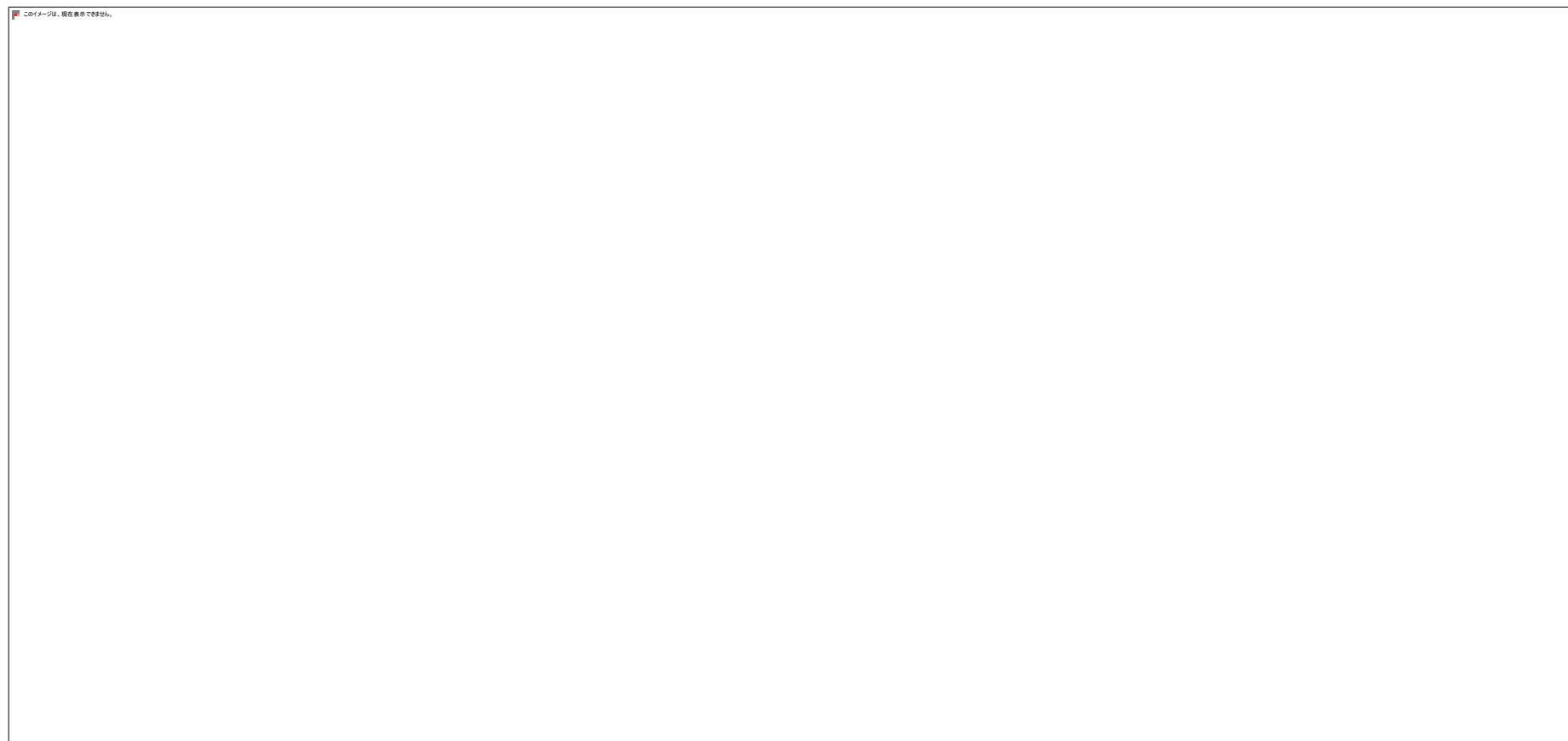
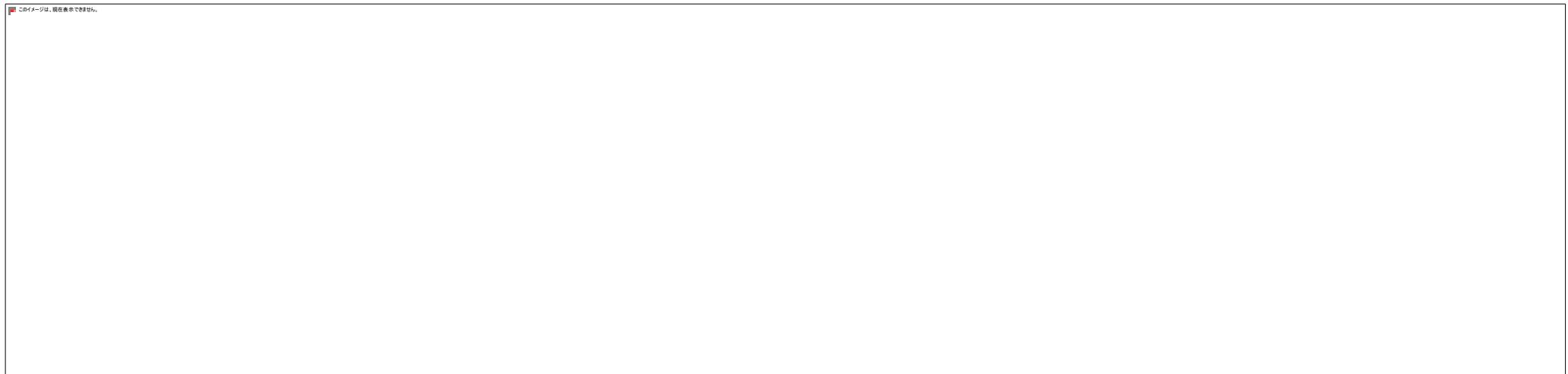
実施態様（全日制）



実施態様（定時制）



義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために指導の実施状況②



義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況③

このイメージは、現在表示できません。

高大接続システム改革の全体イメージ～主体性を持って、多様な人々と学び、働くことのできる力を育む～

高等学校教育

教育内容の見直し

⇒次期高等学校学習指導要領の改訂など

【H26.11～中教審教育課程企画特別部会で審議中】

- ・教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた学習指導要領等の基本的な考え方を明確化
- ・育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の見直し

学習・指導方法の改善と教員の指導力向上

⇒教員の養成・採用・研修の見直しなど
【H27.12～中教審答申】

- ・学習・指導方法の改善に対応するための教員の指導力の向上

多面的な評価の推進

⇒学習評価の改善

- ・生徒の多様な学習活動・成果が評価され、指導に反映されるよう、学習評価の在り方や指導要録を改善

⇒多様な学習成果を測定するツールの充実

- ・生徒の基礎学力の確実な習得とそれによる学習意欲の喚起ための高等学校基礎学力テスト(仮称)の導入

- ・農、工、商業などの検定試験や英語などの民間検定の利活用の促進

大学入学者選抜

個別選抜の改革

↑
ポリシーに沿った選抜

各大学において、入学者受入れの方針に基づき、例えば、下記の方法からどのような比重で活用するのか等を決定・公表

大学教育

各大学の教育理念に基づく三つの方針の一体的な策定を法令上位置付け、ガイドラインを策定

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

右の二つの方針を踏まえ、以下の3要素について各大学でどのような能力をどのように評価するのかを明確化

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

各大学において、それぞれの卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを明確化

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

各大学において、どのような能力を身に付けた者の卒業を認定し、学位を授与するのかを明確化

- 卒業に必要な要件の明確化と厳格な卒業認定・学位授与

「ア 大学入学希望者学力評価
テスト(仮称)の結果
イ 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法
ウ 高校時代の学習・活動歴
・調査書
・活動報告書(個人の多様な活動、部活動・ボランティア活動・生徒会活動等)
・各種大会や顧彰等の記録
・資格・検定試験の結果
・推薦書等
エ エッセイ
オ 大学入学希望理由書、学修計画書
カ 面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション

- 右の3要素を左のような方法で評価
- ①知識・技能
 - ②思考力・判断力・表現力
※①を基盤にして答が一つに定まらない問題に自ら解を見出していく思考力・判断力・表現力等の能力
 - ③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

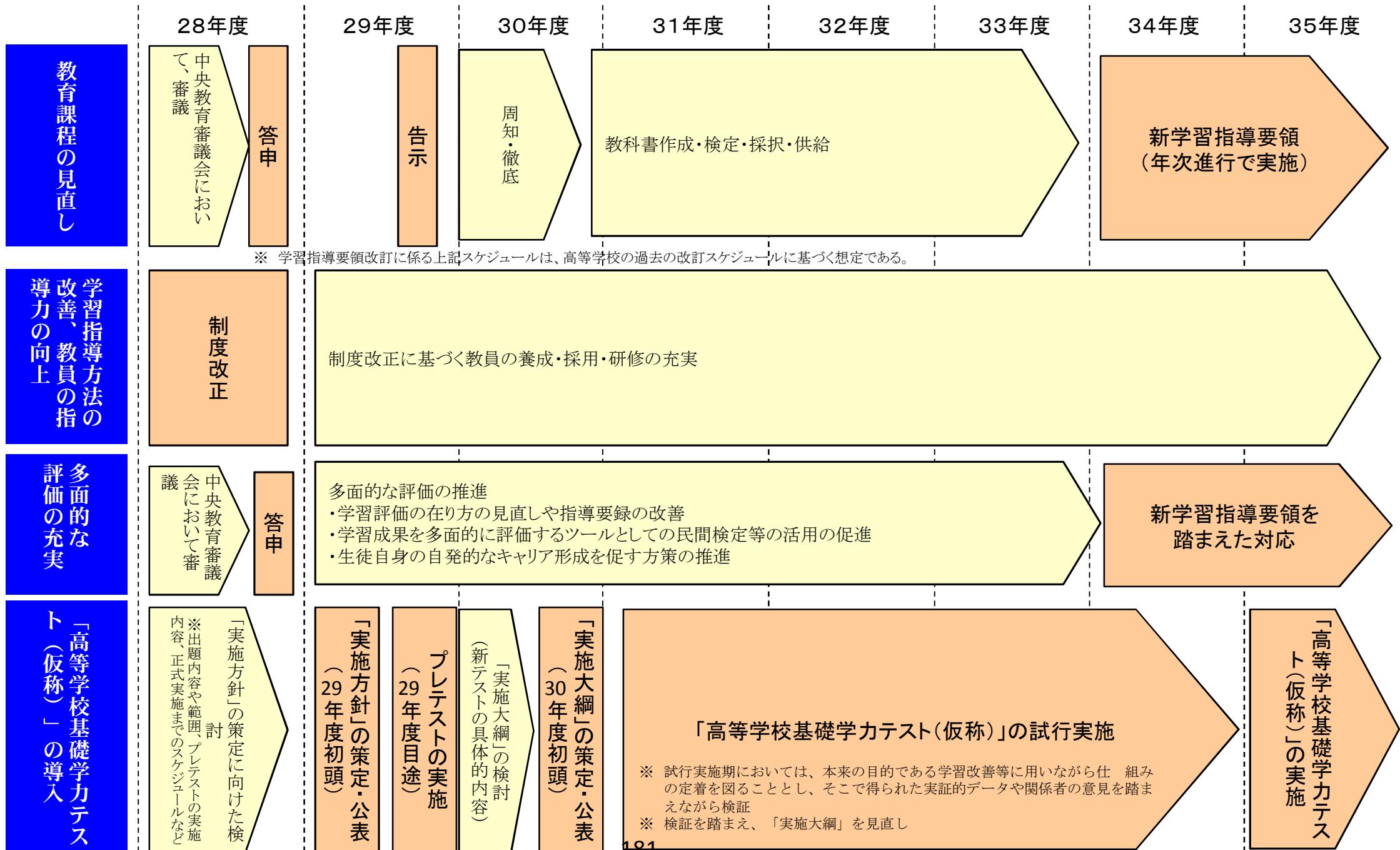
- ◆三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインの策定
 - ・三つの方針を起点とした大学教育に関する内部質保証の確立
 - ・各方針に照らした取組の適切性についての自己点検・評価
 - ・分かりやすく積極的な情報公開
- ◆ファカルティ・ディベロップメント(FD)、スタッフ・ディベロップメント(SD)の充実
- ◆認証評価制度の改善(三つの方針、内部質保証を評価等)

大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の導入

- ◆調査書の改善
- ◆個別選抜の改革の支援
(アドミッション・オフィスの整備・強化、新たな評価手法の調査研究等)

高大接続システム改革のスケジュール

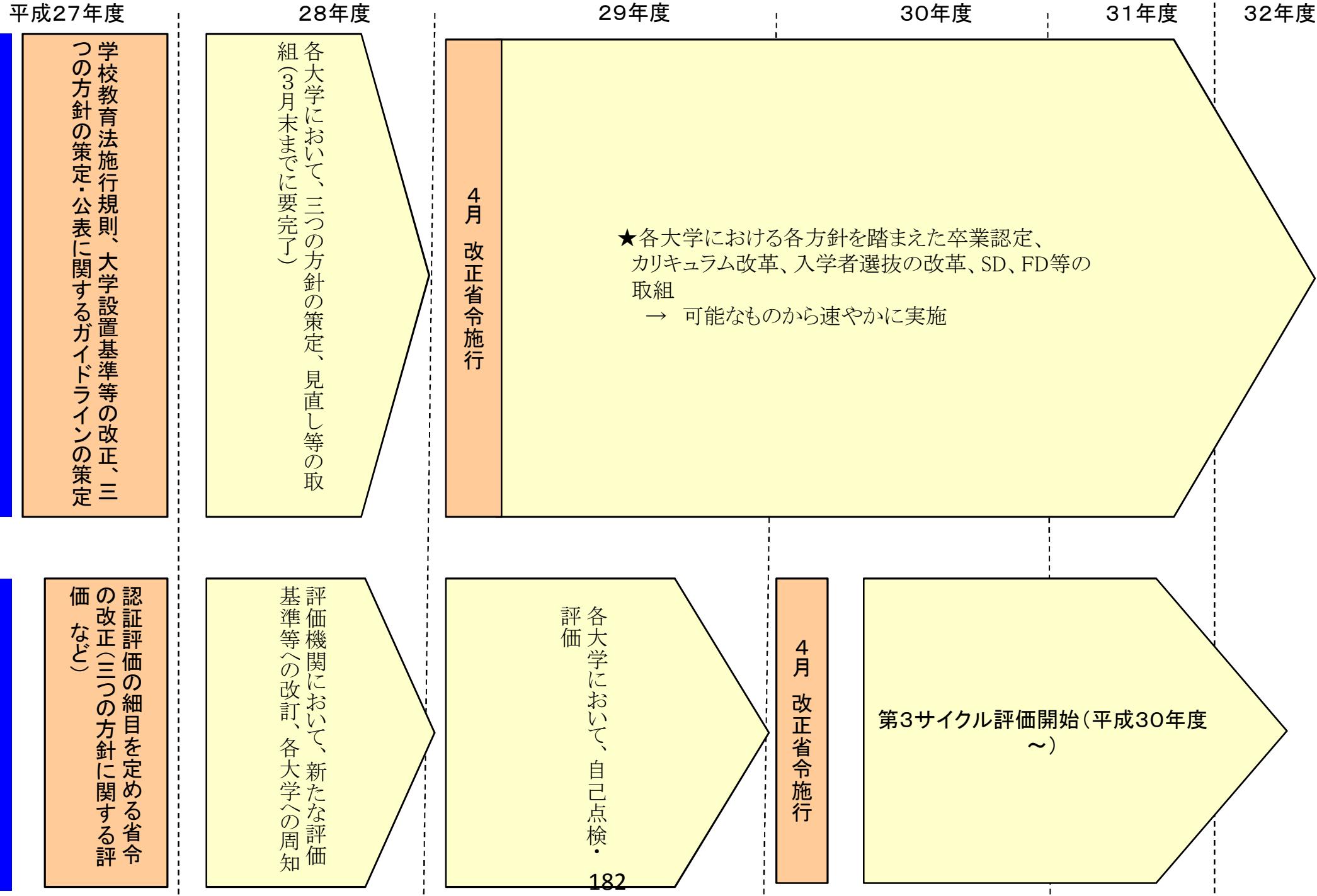
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革

三つの方針に基づく大学教育の実現

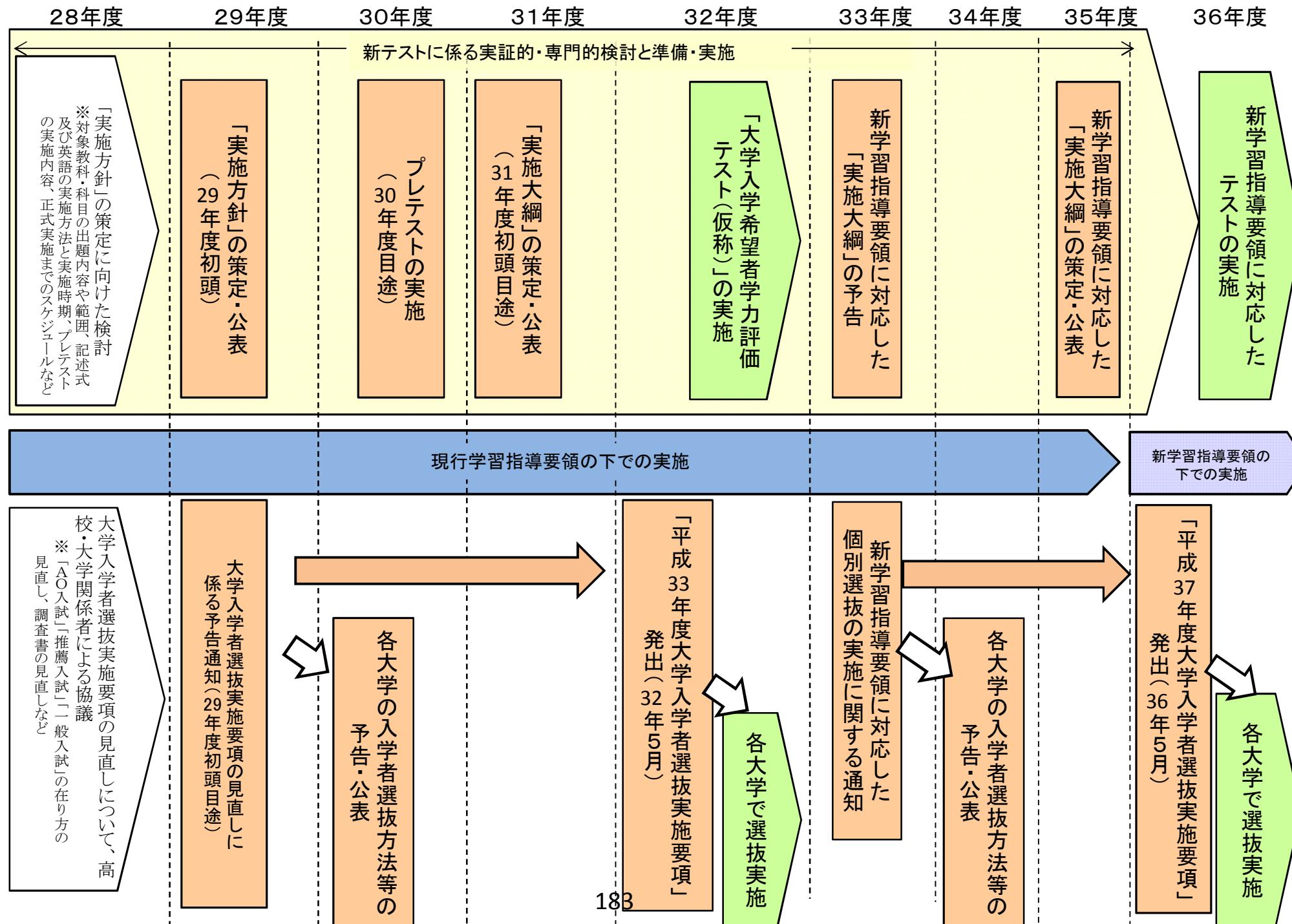
認証評価制度の改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革

「大学入学者選抜改革
テスト（仮称）」の導入

個別大学における入学者選抜改革



高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

＜生徒の多様な進路＞

大学、専門学校、就職



高等学校段階における多様な学習活動

学校での活動

教員

生徒

日々の授業

学習・指導
方法

学習評価
学校評価

教育内容

留学
定期考查

生徒会活動

就業体験

文化・運動部
活動

ボランティア
活動

各種大会や
資格取得など
学校外での活動

義務教育(小学校、中学校)
幼稚園・保育所・認定こども園
家庭・地域

多面的な評価の推進

● 学習評価の改善

- ・学習評価の在り方の見直し
- ・指導要録の改善等

● 多様な学習成果を測定する
ツールの充実

- ・高校の協力による高等学校
基礎学力テスト(仮称)の導入
- ・校長会等が実施する農業、
工業、商業等の検定試験の
活用促進
- ・各種民間検定試験の質的向
上と普及促進

● 学校評価の促進

- ・上記取組を通じて得られた情報
に基づく学校評価の充実

学習・指導方法の改善と
教員の指導力向上

- 教員の養成・採用・研修の
見直し
 - ・学習・指導方法の改善に対応す
るための教員の指導力の向上

教育課程の見直し

- 学習指導要領の改訂
 - ・育成すべき資質・能力を踏まえた
教科・科目等の見直し
 - ・カリキュラム・マネジメントの普及・
促進

多様化する高校教育の質の確保と「高等学校基礎学力テスト(仮称)」との関係

基本方針

- 量的拡大をベースとした施策から、**多様化した高校における「質的充実」に向けた施策への転換**を目指す。
- 高校において、各学校の特性に応じた**魅力ある学びを提供するなどの方策を推進**するとともに、**生徒の基礎学力の把握・定着のための仕組を構築**する。
- 大学において、多様な入学生に対応した**初年次教育の見直し・充実など、大学教育の改革**を目指す。

義務教育(小・中学校)

◆多様な高校入試
◆高校進学率(H27)
98.5%

高等學校

(生徒数・割合)

約72万人 (22%)

専門高校

- SPH事業等を通じた専門的な教育の充実
(※農業高校での先進農家の経営実践の学習等)
- 各専門分野で校長会等が実施する検定等を活用した多面的評価の推進
(※情報技術検定、簿記等)
- 基礎学力テストの活用
- 職業人としての専門性の育成を図る上で、必要となる基礎学力の確実な定着を目指す学校による活用

基礎学力テストの活用以外

- 少人数指導や補習の実施など、きめ細やかな学習指導による基礎学力の定着に向けた取組

(キャリア教育等の充実とあわせて)

社会での活動等に接続

約58万人 (55%)

大学・短大

(新たな高等教育機関の整備を含む)

- 入学者レベルに応じた初年次教育の見直し・充実
- 「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜

- AO・推薦入試を経由する大学進学者は約4割まで増加
↓
- 授業外の学習時間は約6割の高校3年生が1時間未満
 - ・約半数の高校生が読書をしない
 - ・高校生のスマホ等の利用は、男子平均3.8時間、女子平均5.5時間
- ⇒ 高校生の基礎学力や学習意欲が大幅に低下していないか。
高校生の時間が有効に活用されていないのではないか。

約330万人 (78%)

普通高校、総合高校

- 生徒の能力・適性等に応じた学力向上の取組の推進
(※SSHやSGH事業の推進、授業充実の工夫、ICT活用、学習評価の改善)
- 重点支援校を指定し、教員配置や教育課程を工夫・充実
- 多様な入試を経て入学した生徒に対して義務教育の内容も含めた学び直しの徹底
(※補習や学校設定科目の活用等)

約28万人

定時制・通信制

- 広域通信制高校の教育運営改善等をはじめ、教育の質の確保に向けた取組の推進
- 重点支援校を指定し、教員配置や教育課程を工夫・充実
- 基礎学力テストの活用等を通じて更なる教育の質の向上



県教委等

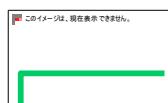
- 高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
- 学校支援のための教員人事配置や予算措置、教員研修等の取組



基礎学力テストの導入意義

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、

「定着度合いの目安」
を把握する仕組を構築



生徒

基礎学力の定着度合いの確認を通じ、興味・関心を引き出し、**自ら「学びの質の向上」に取り組める**ようにする

- 生徒個人の基礎学力テストの希望受検も可能(各県に受検会場を設置)
- 高卒程度認定試験との連携を検討(安易な高校卒業資格の取得の助長につながらぬよう配慮)

約23万人 (22%)

専門学校・各種学校

186

就職

《参考》

職場や地域社会で求められる基礎学力のイメージ
・読み、書き
・数的処理能力
・基本ITスキル、社会人常識 等

約19万人 (18%)

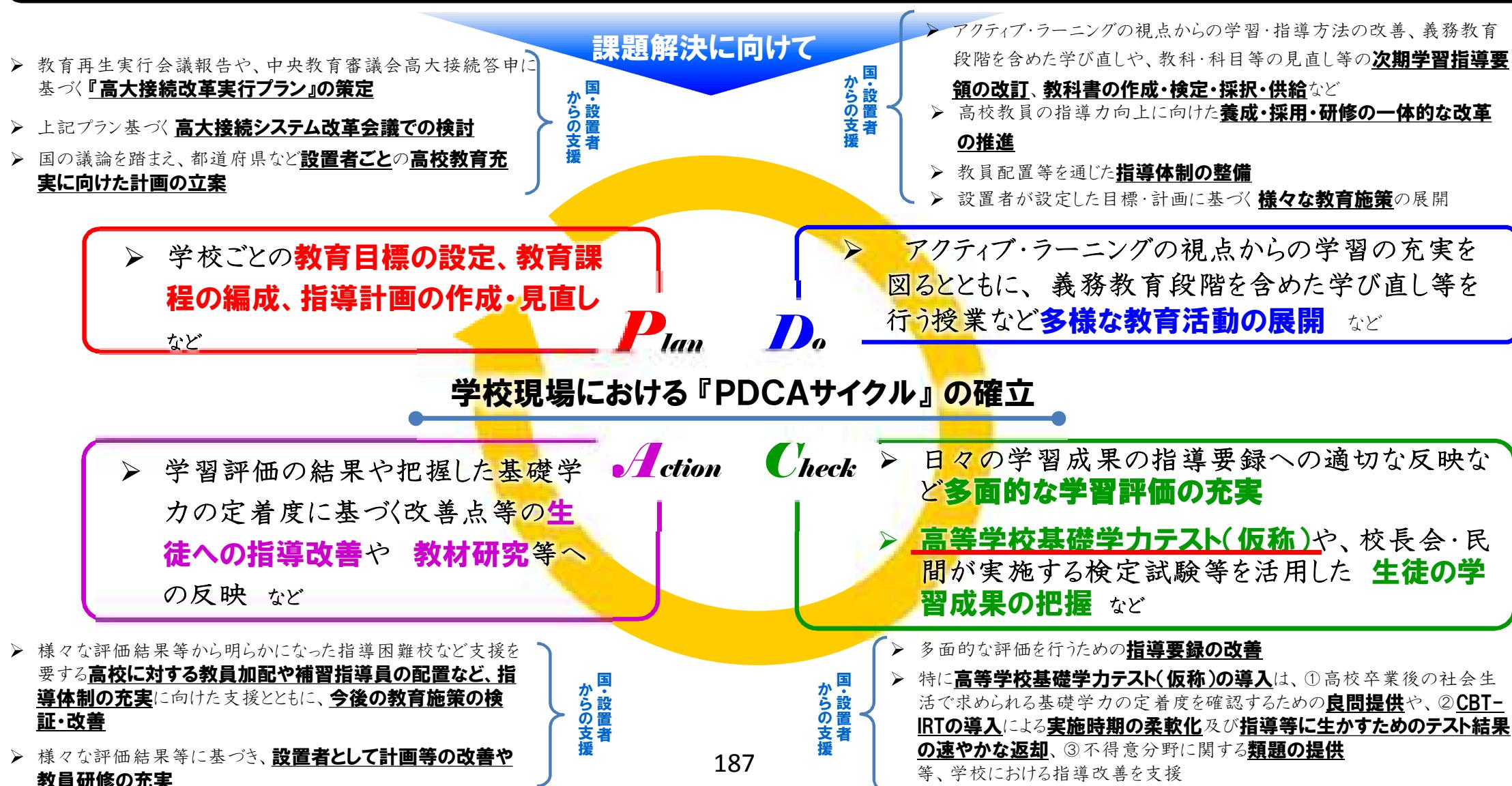
「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルの構築

<現状における課題>

- 学校外での学習時間が全くない者が全体の約4割
- 学力中間層の学習時間が減少

少子化が急速に進む中、このような状況を放置することは
生徒本人とともに 我が国社会にも悪影響を及ぼす恐れ

- 生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図ることによる基礎学力の確実な育成
- 修学支援の大幅な充実に見合う教育の質向上が不可欠



「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の各教科において、 大学教育を受けるために必要な能力としてどのような力を評価すべきか？（案）

1. 総論

今後の社会の在り方やその変容の動向を踏まえれば、大学入学者選抜においては、大学における学修や社会生活において必要となる問題発見・解決の能力、すなわち、主体性を持って多様な人々と協働しながら、問題を発見し、その解決策をまとめ、実行するために必要な諸能力を有しているかどうかを評価することが一層重要となる。（詳細は次ページのイメージ参照。）

⇒ そのためには、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、各教科の知識をいかに効率的に評価するかではなく、特に、

- ①内容に関する十分な知識と本質的な理解を基に問題を主体的に発見・定義し、
- ②様々な情報を統合し構造化しながら問題解決に向けて主体的に思考・判断し、
- ③そのプロセスや結果について主体的に表現したり実行したりする
ために必要な諸能力をいかに適切に評価するかを重視すべき。

このような諸能力を働かせることが必要となる状況をいかに設定し評価するかという観点から作問を行う。

⇒ 大学教育においてはこうした諸能力をさらに磨いていくことを重視する、また、高等学校教育においても、多様な進路に応じて必要な能力を伸ばす中で、こうした諸能力の育成を重視するという、メッセージとセットで打ち出すことが必要。

2. 求められる諸能力の育成のために各教科で重視すべきプロセス

<国語>

例えば、

多様な見方や考え方方が可能な題材に関する文章や図表等から得られる情報を整理し、概要や要点等を把握するとともに、他の知識も統合して比較したり推論したりしながら自分の考えをまとめ、他の考えとの共通点や相違点等を示しながら、伝える相手や状況に応じて適切な語彙、表現、構成、文法等を用いて効果的に伝えること。

<数学>

例えば、

事象から得られる情報を整理・統合して問題を設定し、解決の構想を立て、数量化・図形化・記号化などをして数学的に表現し、考察・処理して結果を得、その結果に基づきさらに推論したり傾向や可能性を判断したりすること。

<理科>

例えば、

観察した自然事象の変化や特徴を捉え、そこから得られる情報を整理・統合しながら、問題を設定し仮説を立て予測し、それらを確かめるための観察・実験を計画して実践し、得られた結果から傾向等を読み取ったり、モデルや図表等で表現したりするとともに、結果に基づき推論したり、改善策を考えたりすること。

<地理歴史（世界史）>

例えば、

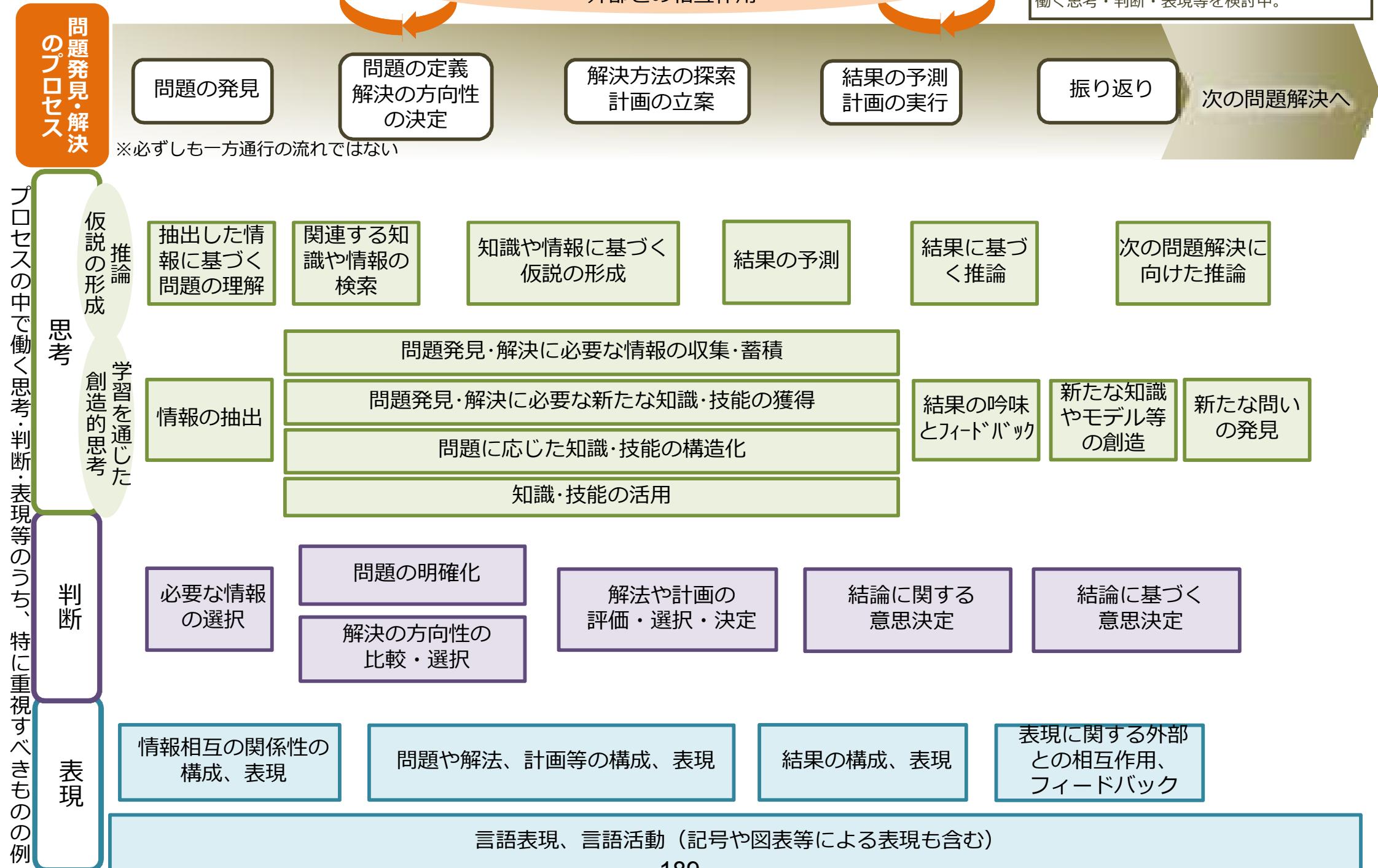
文章や年表、地図、図表等の資料から、歴史に関する情報を整理し、その時代の人々が直面した問題や現代的な視点からの課題を見いだし、その原因や影響、あるいは解決策等についての仮説を立て、諸資料に基づき多面的・多角的に考察し、その妥当性を検証し考えをまとめ、根拠に基づき表現すること。

<英語>

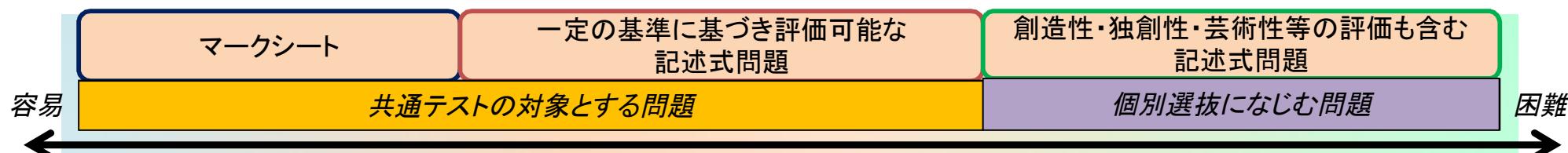
例えば、

多様な見方や考え方方が可能な幅広い話題・問題に関する情報を聞いたり英文や図表などを読んだりして、情報を整理しながら概要や要点を把握し、得られた情報を統合するなどして活用しつつ、様々な見方や考え方の共通点や相違点等を示しながら、自分の考えや主張を適切な語彙、表現、文法等を用いて効果的に伝えること。

中央教育審議会教育課程企画特別部会の各教科等別ワーキンググループにおいて、資質・能力や問題発見・解決の学習プロセスの中で働く思考・判断・表現等を検討中。



採点可能性



思考力・判断力・表現力

知識・技能

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」

従来のセンター試験

連動型
複数選択
問題
(仮称)

穴埋め式
(計算問題
など)

多肢
選択式

連動型
複数選択
+記述問題

短答式

条件付
記述式
(説明・要約・
作図など)

解答の自由
度の高い
記述式

小論文

答えが特定される
問題

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」
(記述式)

例えば、設問で一定の条件を設定した上で、それを踏まえて、結論や結論に至るプロセスを解答させるなど